

八戸市の財政

— 令和6年度決算版 —



(令和7年3月に全面開通した新大橋)

令和7年10月
八戸市

目次

■本書の概要

- 1) 作成の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2) 本書が扱う会計区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

■令和6年度歳入歳出決算

- 1) 歳入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2) 歳出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3) 実質収支・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4) 歳入の内訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 5) 歳出の内訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 6) 市民「1人あたり」の決算額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 7) 決算を家計に例えると・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

■決算規模と実質収支比率の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

■歳入の推移

- 1) 歳入の主なもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2) 市税の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 3) 地方交付税の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

■歳出の推移

- 1) 目的別歳出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 2) 性質別歳出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 3) 各費目の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 4) 類似都市との比較・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

■基金（貯金）の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

■市債（借入金）の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

■指標から見る八戸市の財政

- 1) 実質赤字比率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 2) 連結実質赤字比率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 3) 実質公債費比率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 4) 将来負担比率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 5) 経常収支比率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 6) 財政力指数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

【注】

※決算は円単位ですが、本書では分かりやすさを重視して、グラフ毎に表示単位を変えています。
※市民1人当たりの数値は、年度末住民基本台帳人口を基準としています。（令和6年度末 213,735人）
※四捨五入の関係から、グラフ総額と内訳合計、あるいはグラフ間の数値が一致しない場合があります。
※決算の推移は、令和6年度決算から過去10年間の数値を捉えました。
※類似都市の数値は、地方財務協会作成「類似団体別市町村財政指数表」に掲載されているもので、平成27年度以前は「特例市」、平成28年度以降は「中核市」の平均値です。

■本書の概要

1) 作成の目的

八戸市の毎年度の決算については、法律などに基づき決算書などを作成するとともに、市の広報やホームページなどを通して、その内容をお知らせしています。

さらに、この「八戸市の財政」では、単年度毎の決算に加え、これまでの決算の推移をグラフや図表で示し、解説を加えました。

経年の推移と傾向を捉えることで、私たちの市のお金がどのような分野に使われ、そのための財源がどのように賄われているのか、財政の大まかな姿が見えてきます。

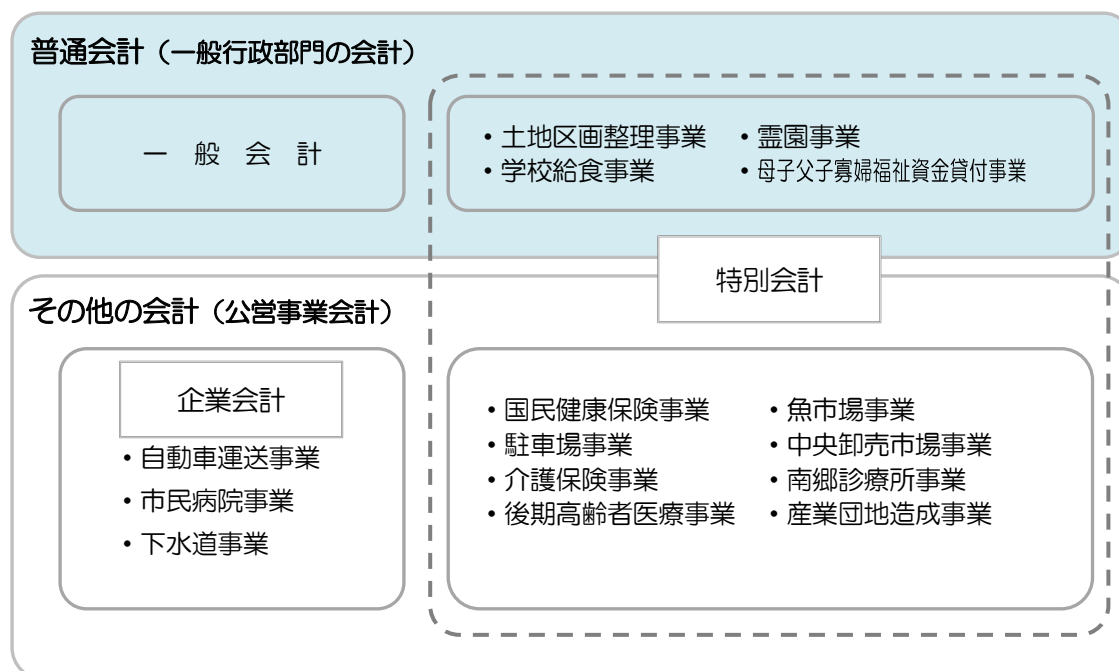
そうした市の財政状況について幅広くご理解いただくことを目的に、継続して本書を作成し公表しています。

2) 本書が扱う会計区分

地方公共団体の会計は、「一般会計」と「特別会計」に区分されていますが、自治体毎に一般会計が網羅する範囲や設置される特別会計が異なるため、単純な比較ができません。

このため、総務省が実施する「地方財政状況調査」では、「普通会計」という共通の基準による統計上の会計区分を設定して、各団体間の財政比較ができるようにしています。

本書では、特に断り書きのない限り、この「普通会計」を基準としています。普通会計の範囲は、下図を参照してください。



■令和6年度歳入歳出決算

1) 歳入

1,110 億 8,986 万円（前年度比 14 億 6,179 万円、1.3%減）

地方交付税や地方特例交付金が増加しましたが、国庫支出金や地方税などが減少したことから、前年度と比較して 14 億 6,179 万円（1.3%）の減となりました。

2) 歳出

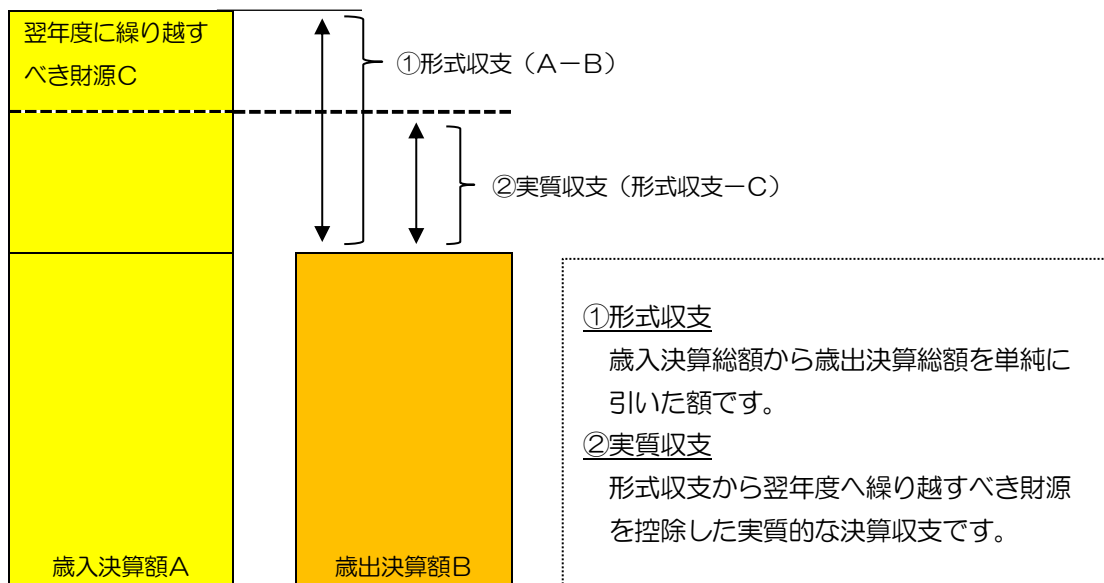
1,076 億 4,056 万円（前年度比 11 億 2650 万円、1.0%減）

小学校用地取得事業費や、公民館・児童科学館の改修事業費が増加したものの、十三日町・十六日町地区再整備支援事業費などの大規模建設事業や子育て世帯の給付金関連経費の減少などにより、前年度と比較して 11 億 2,650 万円（1.0%）の減となりました。

3) 実質収支

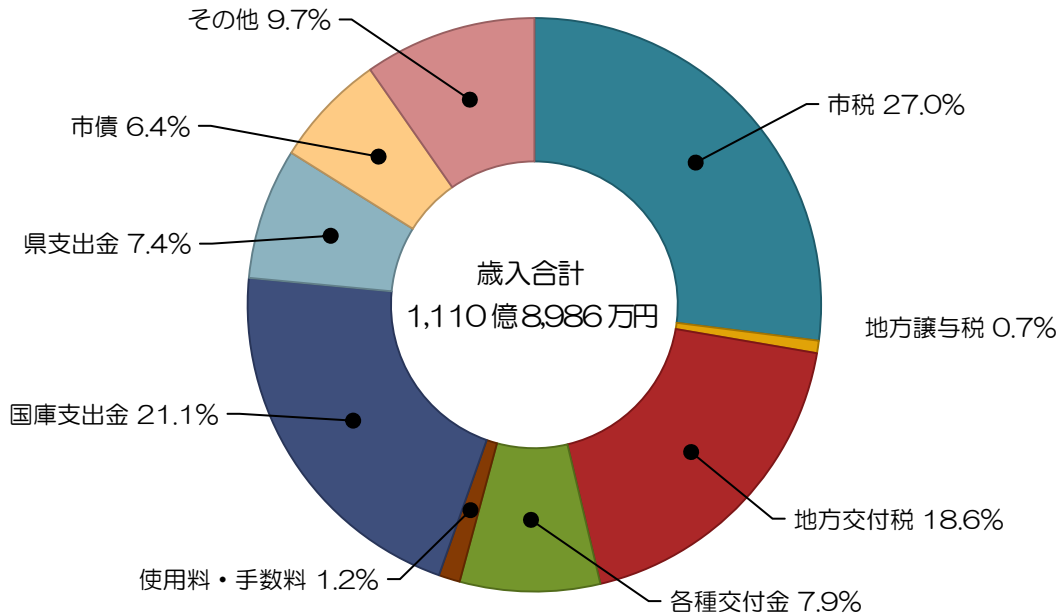
26 億 6,271 万円（前年度比 3 億 7,433 万円減）

◆形式収支、実質収支とは？



4) 歳入の内訳

グラフ 1：歳入決算額の構成（令和6年度）



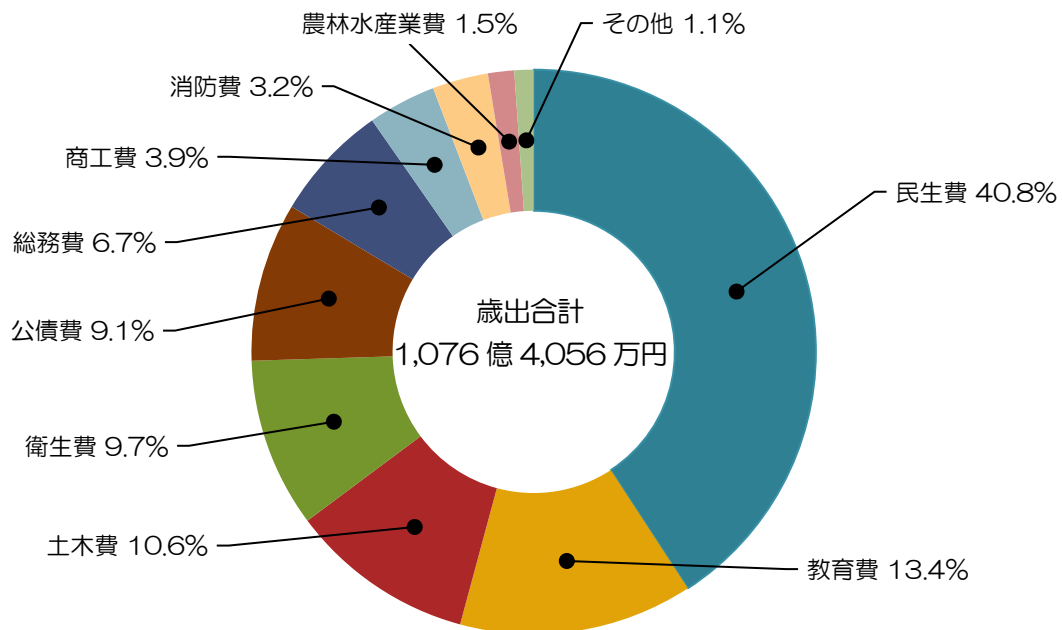
区 分		決算額	主な内訳
市税	市が課税権の主体である地方税	299 億 5,311 万円	市民税 120 億円 固定資産税 153 億円
地方譲与税	自動車重量譲与税や地方揮発油譲与税など 国税として徴収され一定の交付基準に基づいて、地方公共団体に譲与される税	7 億 8,532 万円	自動車重量譲与税 5 億円 地方揮発油譲与税 2 億円
地方交付税	国税4税の一定割合を原資として、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域でも一定の行政サービスを提供できるよう国から地方に交付されるもの	207 億 2,224 万円	普通交付税 185 億円 特別交付税 20 億円 震災復興特別交付税 2 億円
各種交付金	利子割交付金や地方消費税交付金など	87 億 7,788 万円	地方消費税交付金 63 億円
使用料及び手数料	公共施設や、ごみ処理、諸証明発行などのサービスの利用者が、その受益の対価として条例に基づき納めるもの	13 億 4,883 万円	市営住宅使用料 5 億円 廃棄物収集処理手数料 3 億円
国庫支出金	国が用途を特定して市町村に交付する資金の総称	235 億 6 万円	生活保護費負担金 46 億円 子どものための教育・保育給付交付金 49 億円
県支出金	県が用途を特定して市町村に交付する資金の総称	81 億 9,714 万円	子どものための教育・保育給付費 県負担金 21 億円 障がい者自立支援給付費負担金 17 億円
市債	市が資金調達のために負担する債務のうち、その返済が一般会計年度を超えて行われるもの	71 億 1,281 万円	臨時財政対策債 6 億円 地方道路等整備事業債 21 億円
その他	基金からの繰入金や諸収入など	106 億 9,247 万円	前年度繰越金 38 億円 基金等繰入金 30 億円 諸収入 28 億円

5) 歳出の内訳

歳出の内容を、行政目的別の分類である「目的別歳出」と、経費の経済的性質による分類である「性質別歳出」の2つの分類で表しました。

(1) 目的別歳出

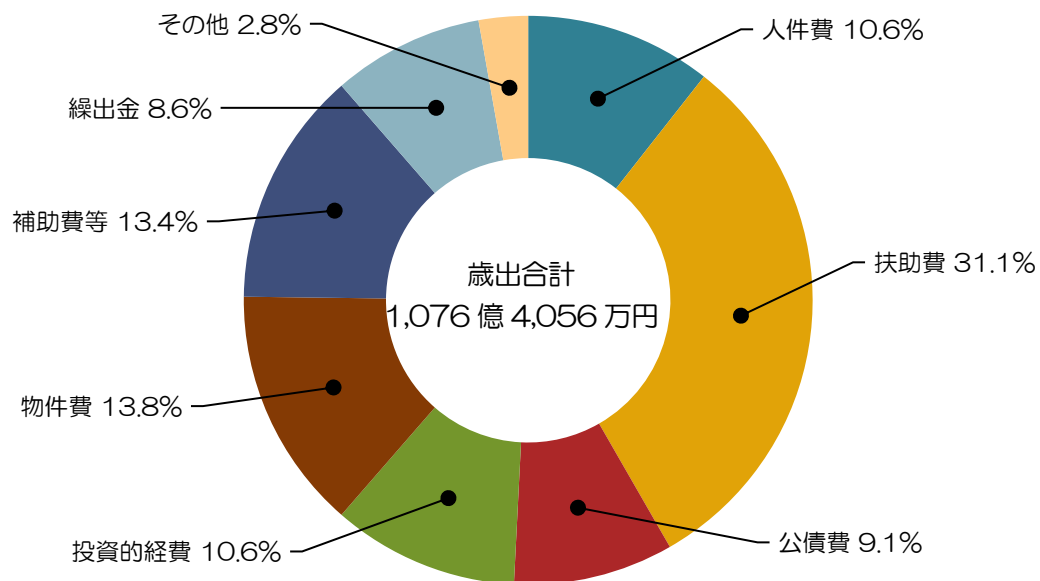
グラフ 2：目的別歳出の構成（令和6年度）



区 分		決算額	主な内訳
民生費	高齢者、児童、障がい者などの福祉の充実などの経費	439 億 3,868 万円	児童福祉費 154 億円、社会福祉費 139 億円、老人福祉費 79 億円、生活保護費 67 億円
教育費	学校教育、学校施設整備や文化・スポーツの振興などの経費	144 億 3,985 万円	教育総務費 41 億円、社会教育費 33 億円、小中学校費 30 億円、学校給食費 22 億円、
土木費	道路、公園や市街地の整備などの経費	113 億 8,307 万円	道路橋りょう費 46 億円、区画整理費等 23 億円、下水道事業会計負担金等 22 億円、公園費 6 億円、住宅費 7 億円
衛生費	保健衛生や予防接種などの経費 やごみ・し尿処理などの経費	104 億 1,866 万円	保健衛生費 63 億円、清掃費 33 億円、保健所費 8 億円
公債費	借入れた市債の返済金	97 億 6,587 万円	元金 94 億円、利子 4 億円
総務費	庁舎管理、徴税、戸籍、住民基本台帳事務、基金積立などの経費	72 億 466 万円	総務管理費 51 億円、徴税費 12 億円、戸籍・住民基本台帳費 6 億円
商工費	商工業、観光の振興などの経費	41 億 7,976 万円	商工業振興費 28 億円、観光費 4 億円、商工総務費 4 億円
消防費	消防、防災などの災害対策の経費	34 億 1,827 万円	一部事務組合負担金等 31 億円
農林水産業費	農業、畜産業、水産業の振興などの経費	15 億 8,447 万円	農業費 6 億円、水産業費 5 億円
その他	議会運営や雇用政策などの経費	13 億 727 万円	議会費 5 億円、労働費 2 億円 自動車運送事業会計補助金等 6 億円

(2) 性質別歳出

グラフ 3：性質別歳出の構成（令和6年度）



区 分		決算額	主な内訳
人件費	職員の給与や市議会議員報酬、各種委員会報酬、特別職給与など	114 億 18 万円	職員給 70 億円 共済組合等負担金 15 億円
扶助費	社会保障制度の一環として、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき、被扶助者の生活を維持するために支出される経費	334 億 5,441 万円	児童福祉費 134 億円 社会福祉費 105 億円 生活保護費 61 億円
公債費	借入れた市債の返済金	97 億 6,587 万円	元金 94 億円 利子 4 億円
投資的経費	社会資本形成となるもので、普通建設事業費や災害復旧事業費など	114 億 4,695 万円	土木費 61 億円 教育費 29 億円 商工費 17 億円
物件費	委託料、需用費（光熱水費、消耗品費等）、役務費（手数料、通信運搬費等）などの消費的経費	148 億 7,839 万円	委託料 92 億円 需用費 38 億円 役務費 4 億円
補助費等	各種団体への助成金や一部事務組合への負担金などの経費	143 億 9,281 万円	一部事務組合負担金 52 億円 市民病院への負担金・補助金 25 億円 下水道事業への負担金・補助金 23 億円 バス事業への補助金 5 億円
繰出金	特別会計に移転されて支出される経費	92 億 3,991 万円	介護保険事業 33 億円 後期高齢者医療事業 34 億円 国民健康保険事業 22 億円
その他	維持補修費や積立金、出資・貸付金など	30 億 6,204 万円	維持補修費 11 億円 投資・出資・貸付金 11 億円 積立金 8 億円

6) 市民「1人あたり」の決算額

市民1人あたりの決算額 50万4千円

※八戸市の人口 213,735 人（令和7年3月31日現在）

高齢者や障がい者、子どもの福祉など	民生費	20万6千円	40.8%
学校教育や生涯教育、文化・スポーツ活動など	教育費	6万8千円	13.4%
公園、道路、河川の整備など	土木費	5万3千円	10.6%
保健、医療、ごみ、し尿処理など	衛生費	4万9千円	9.7%
市の借金の返済	公債費	4万6千円	9.1%
戸籍証明書発行などの窓口業務、選挙など	総務費	3万4千円	6.7%
商工・観光の振興など	商工費	1万9千円	3.9%
消防、救急、防災など	消防費	1万6千円	3.2%
農林水産業の振興など	農林水産業費	7千円	1.5%
その他（議会、雇用対策など）	議会費・労働費など	6千円	1.1%

7) 決算を家計に例えると

八戸市の普通会計決算額を、年間の総収入が400万円の世帯に置き換えてみました。

《収入》		《支出》	
給与	216万8千円	食費（人件費）	41万1千円
（基本給（市税）	108万円	医療費・保育料（扶助費）	120万5千円
（諸手当（交付金・交付税等）	108万8千円	ローンの返済（公債費）	35万3千円
パート収入	19万2千円	家の増改築費（投資的経費）	41万1千円
（使用料・手数料・分担金・負担金等）		光熱水費・日用品代（物件費等）	57万4千円
親からの支援（国・県支出金）	114万円	町内会費や保険料など（補助費等）	51万9千円
貯金の取り崩し（繰入金）	10万8千円	子どもへの仕送り（繰出金）	33万3千円
銀行からの借入（市債）	25万6千円	貯金（積立金）	3万1千円
前年度からの繰越（繰越金）	13万6千円	その他（投資及び出資金・貸付金）	3万9千円
合計	400万円	合計	387万6千円
収入と支出の差額		12万4千円	

→次年度への繰越（R7年度への繰越）

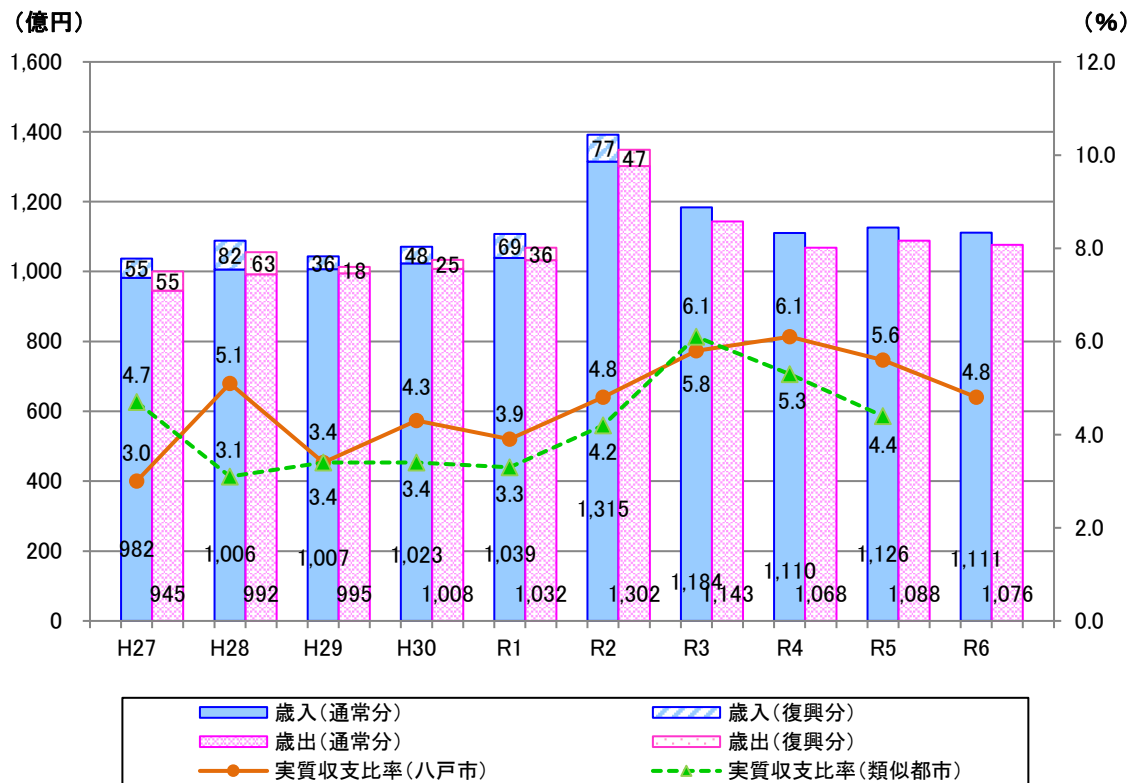
■決算規模と実質収支比率の推移

- ◇ 決算規模の過去 10 年間の推移を見ると、令和元年度までは 1,000 億円前後の規模で推移してきましたが、令和 2 年度以降、新型コロナウイルス対策や物価・燃料費高騰対策に関連する各種事業に取り組んでいることから、決算規模が大きくなっています。

グラフ 4

- ◇ また、団体の経常的な一般財源の規模を示す「標準財政規模」に対する実質収支の割合である実質収支比率は、おおむね 3～5%が望ましいとされていますが、これまでの推移を見ると、おおむね適正な規模の黒字額を保っています。この黒字となる額は、翌年度の予算に繰り越され、補正予算を編成する際の財源として有効に活用されています。

グラフ 4：歳入歳出決算額と実質収支比率の推移



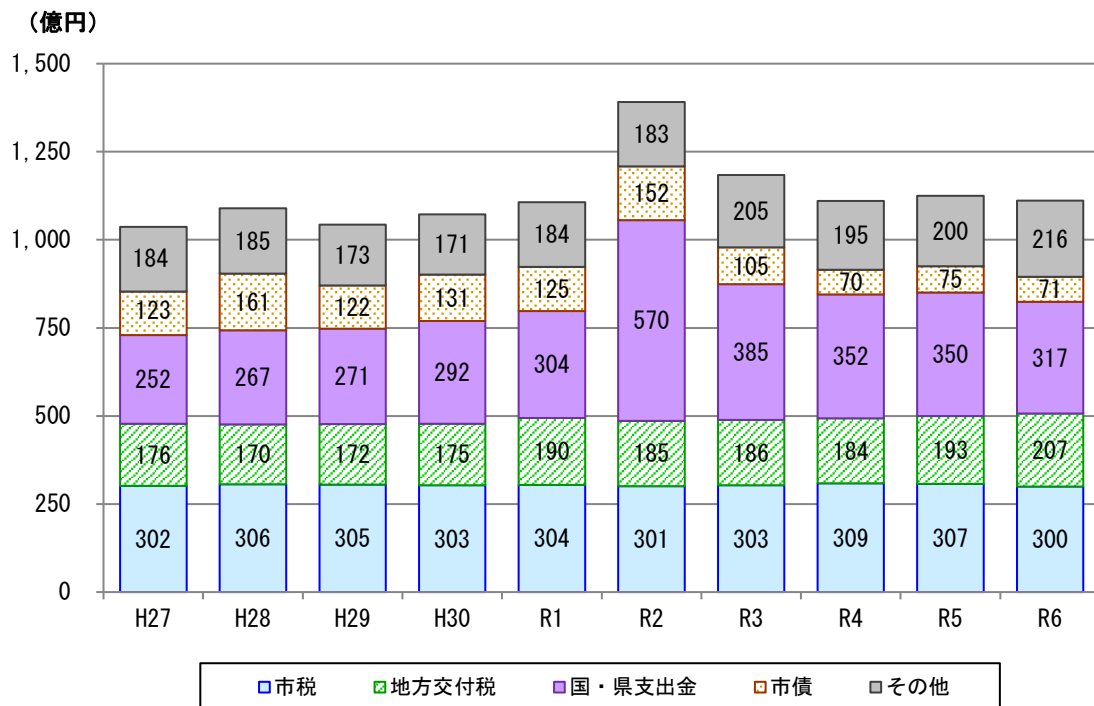
※「八戸市復興計画」の期間満了に伴い、決算における通常分と復興分の区分についても、令和 2 年度決算で終了とした。

■歳入の推移

1) 歳入の主なもの

- ◇ 歳入の主な内訳は、市税のほか、地方交付税や国庫支出金、県支出金、市債（家計というローン）などです。
- ◇ 令和元年度までは、1,000 億円前後で推移してきましたが、令和2年度以降、新型コロナウイルス対策に伴う国庫支出金などの影響により増加しています。 **グラフ5**
- ◇ 令和6年度は、地方交付税や地方特例交付金が増加しましたが、国庫支出金や地方税などが減少したことから、前年度と比較して14億6,179万円（1.3%）の減となりました。

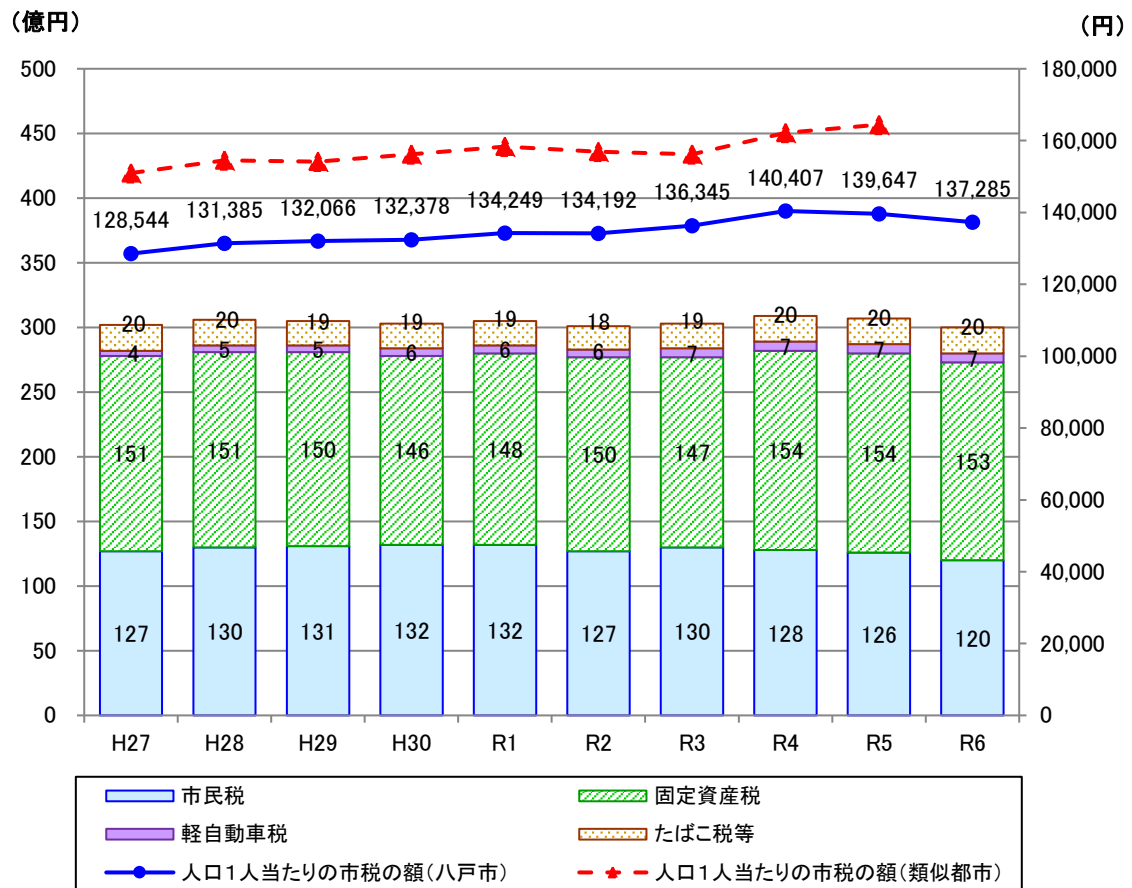
グラフ5：歳入決算額の推移



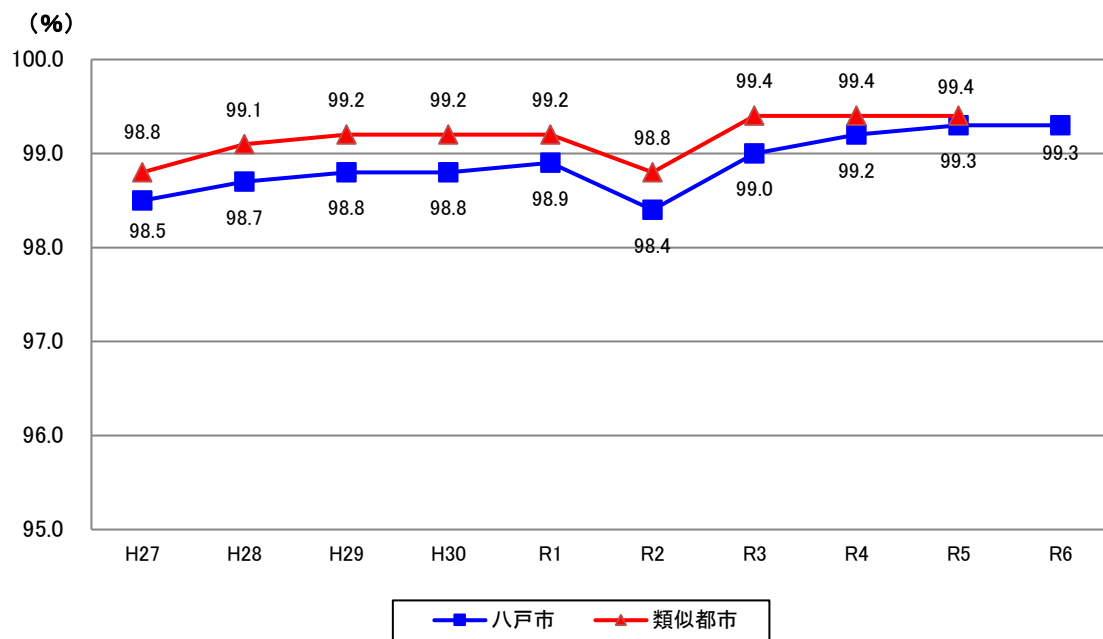
2) 市税の状況

- ◇ 市税は、自前の収入である自主財源であり、かつ用途の特定されない一般財源でもあります。主な税目は、市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税であり、そのうち市民税、固定資産税が大部分を占めています。
- ◇ 市税は、歳入のおおむね2～3割と大きな割合を占めており、300億円前後で推移しています。 **グラフ6**
- ◇ 令和6年度は、市民税の個人市民税が定額減税等により減少したほか、固定資産税が評価替えにより減となったことなどにより、全体では前年度比7億3,201万円減の300億円でした。
- ◇ 市税徴収率は、引き続き99%以上を維持しています。 **グラフ7**

グラフ6：市税決算額の推移



グラフ 7：市税徴収率の推移（類似都市比較）



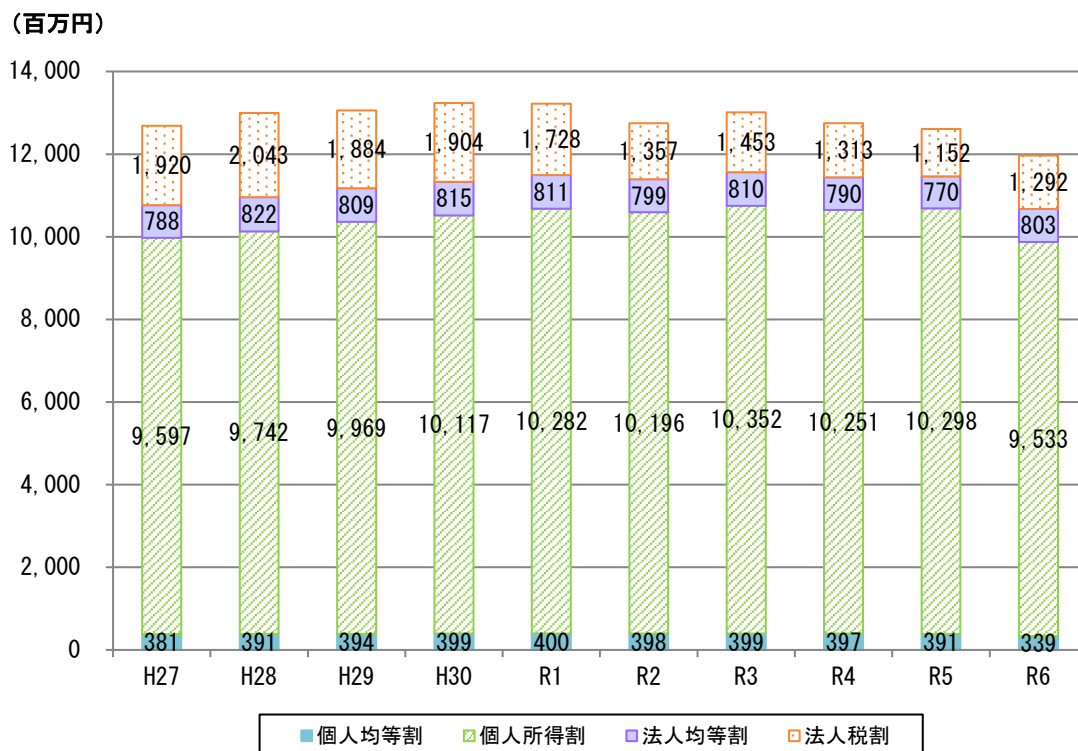
※グラフの徴収率は、現年課税分。

(1) 市民税について

- ◇ 市税収入の約 4 割を占める市民税は、個人に課税される個人市民税と、企業等に課税される法人市民税の 2 つに分けられます。更に、それぞれが均等割、所得や利益などに応じて課税される個人所得割と法人税割に区分されます。
- ◇ これまでの推移を「グラフ 8」で見ると、個人市民税の割合が高く、法人市民税と比較して安定的に推移していましたが、令和 6 年度は定額減税の影響により減少となりました。
- ◇ 法人市民税（特に法人税割）は変動が大きくなっており、これは、企業等の収益の増減によるなど、景気の影響を受けやすいためです。法人市民税のうち法人税割については、平成 26 年度（10 月以降）からは税率が 14.7%から 12.1%（制限税率）、令和元年度（10 月以降）からは 8.4%に変更された影響により減となっています。

グラフ 8：市民税決算額の推移

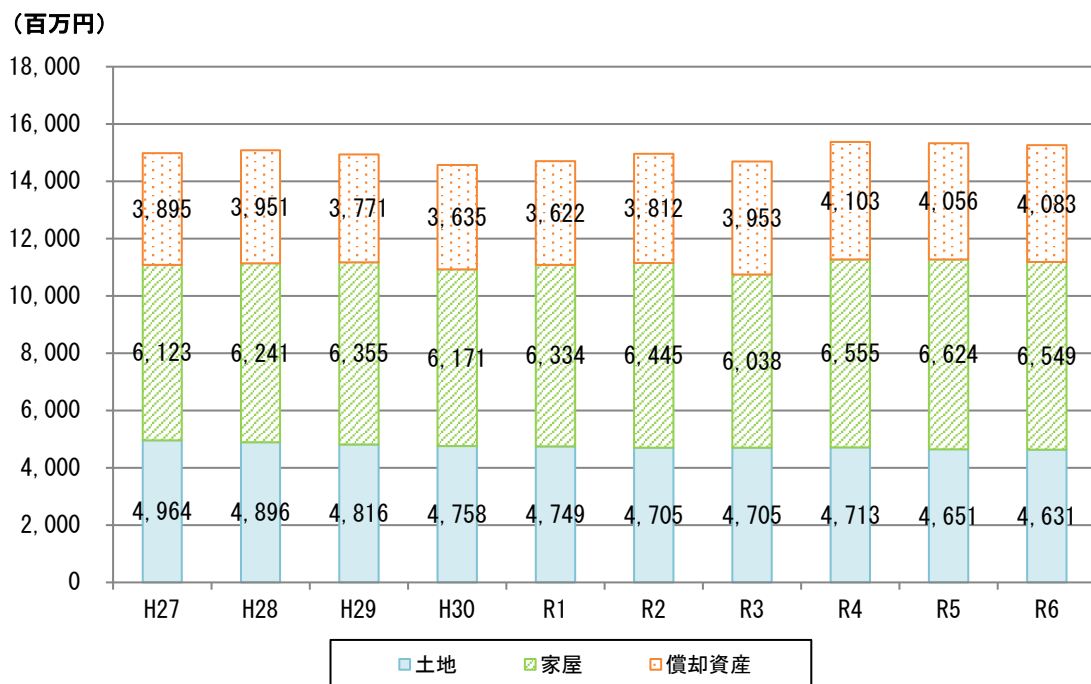
※決算額＝現年分と滞納繰越分を合わせた額



(2) 固定資産税について

- ◇ 固定資産税は、土地、家屋、償却資産など固定資産の所有者に資産価値に応じて課税されます。市税の約 5 割を占め、市民税との比較でも増減の振れ幅が小さく、安定性が高い財源です。
- ◇ これまでの推移を「グラフ 9」で見ると、家屋への課税額が最も多く、次いで土地、償却資産となっています。家屋は、3 年毎に価格評価が行われ、評価替えのたびに課税額が減少し、その後、新家屋の建設などに伴い増加するサイクルとなっています。
- ◇ 土地は、年々減少傾向となっており、平成 27 年度から令和 6 年度までの間に課税額で約 3 億円減少しました。

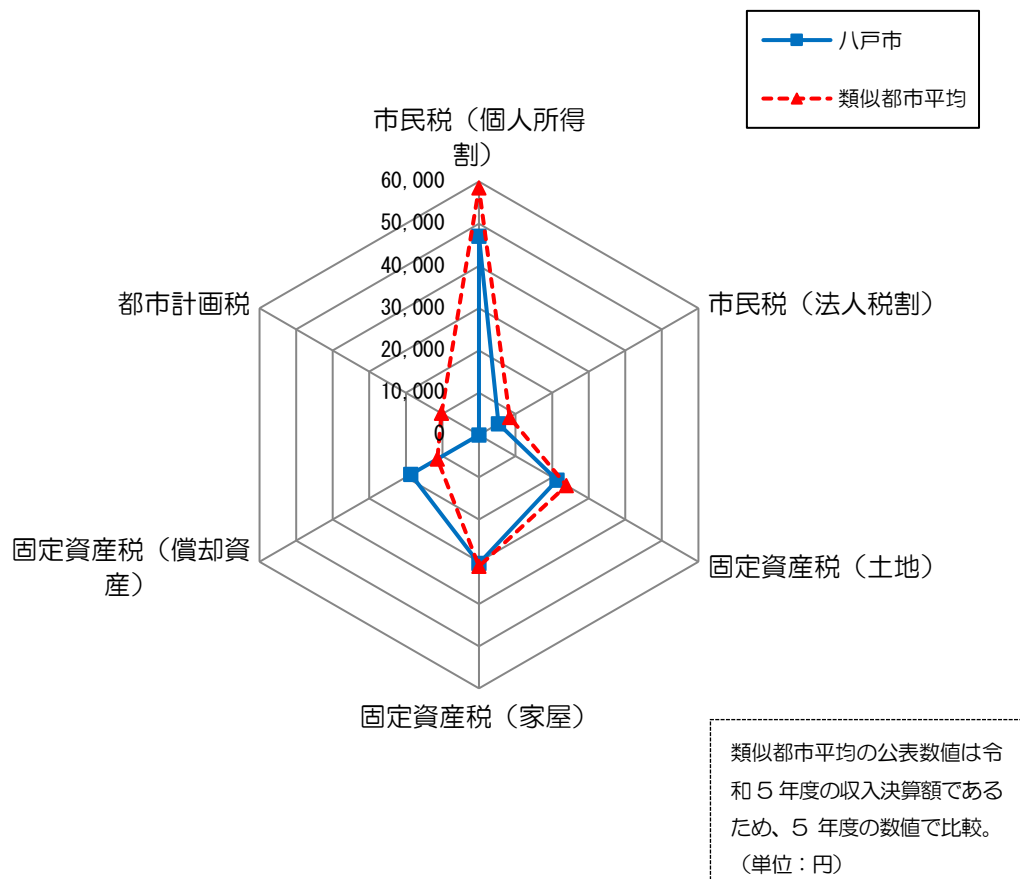
グラフ 9：固定資産税（内訳別）決算額の推移



(3) 人口1人当たりの市税

- ◇ 人口1人当たりの市税を、類似都市である中核市の平均値と税目ごとに比較したのが「グラフ 10」です。個人所得が相対的に低いことの結果として、個人所得割で類似都市平均を下回っています。
- ◇ また、当市の特徴である産業集積の結果として、償却資産が上回っていることが確認できます。

グラフ 10：人口1人当たりの市税の比較（令和5年度）



※都市計画税 … 都市計画法に基づいて行う都市計画事業や土地区画整理事業などの財源とするために、市町村が賦課することができる「目的税」です。市街化区域内にある土地・建物の所有者に課税されますが、八戸市では徴収していません。

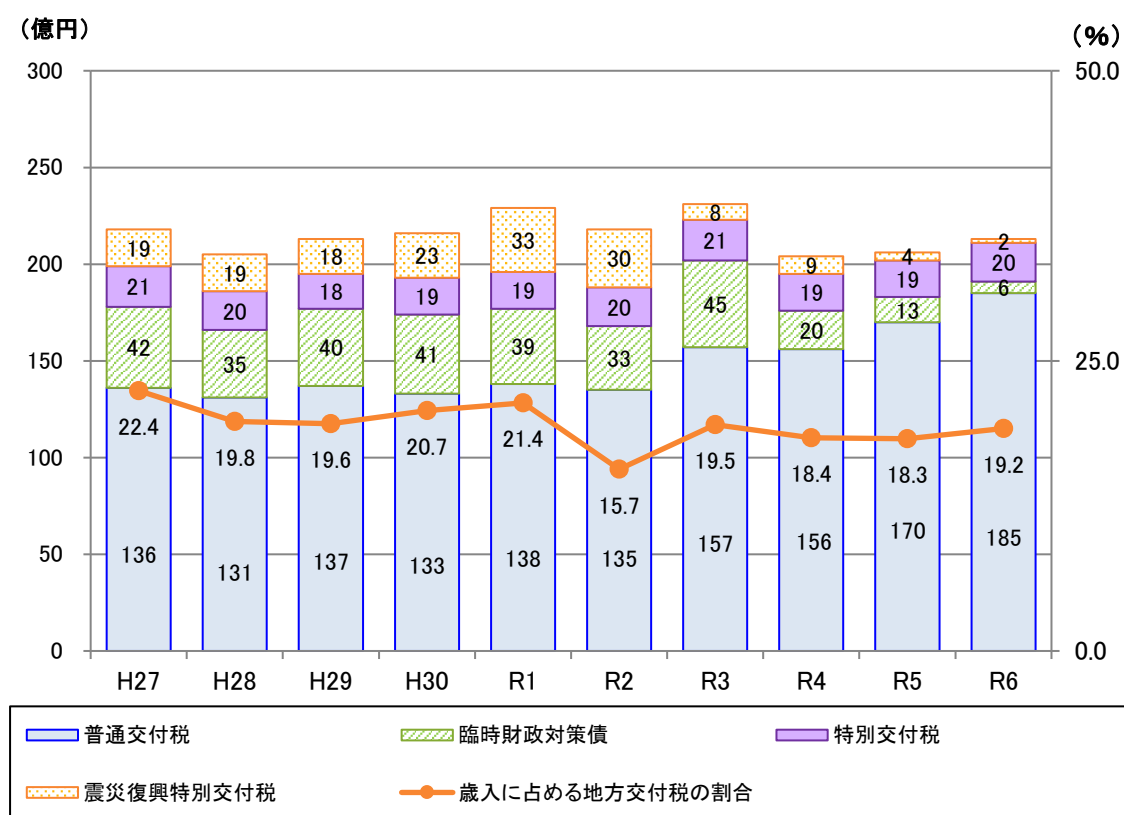
3) 地方交付税の状況

- ◇ 地方公共団体の姿は、人口、面積、産業などによって様々な違いがあり、この違いは税収の差などの「財政力」の格差となって表れます。しかし、どの地域でも道路などの整備、ごみや下水の処理、福祉や教育など、生活に欠かすことのできない一定の行政サービスを提供していくことが必要です。
- ◇ こうした税源の不均衡を調整し、どの地域に住む住民にも標準的な行政サービスや基本的な社会資本の提供に必要な財源を保障するため、国から交付されるのが地方交付税です。
- ◇ 地方交付税には、普通交付税及び特別交付税のほか、東日本大震災後の平成 23 年度に創設された震災復興特別交付税があり、実質的に普通交付税の振替である「臨時財政対策債」を加えた総額は、200 億円を超える規模で推移しています。

グラフ 11

- ◇ 令和 6 年度の地方交付税額は 207 億円で、前年度と比較すると 14 億円の増となりました。普通交付税は 185 億円で前年度比 15 億円の増、特別交付税は 20 億円で前年度と同水準、震災復興特別交付税は 2 億円で前年度比 2 億円の減となりました。

グラフ 11：地方交付税の推移

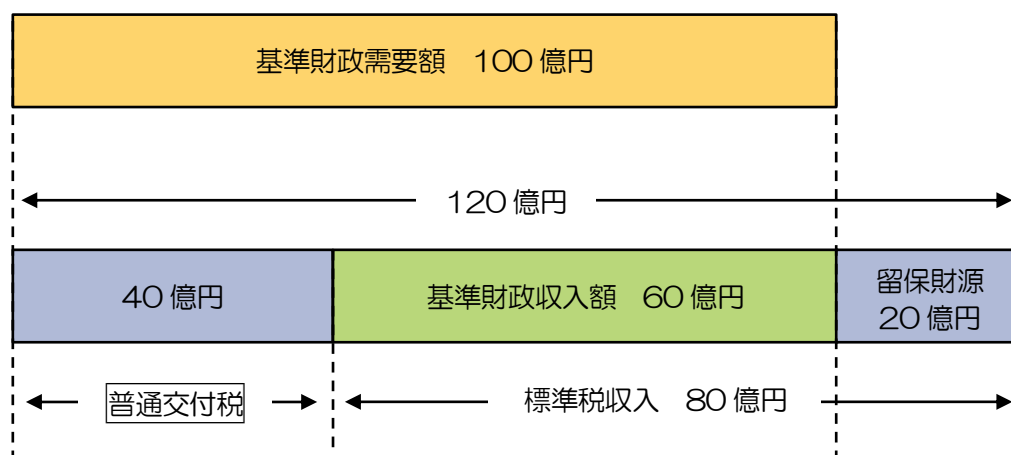


※グラフ中「歳入に占める地方交付税の割合」は、交付税総額に臨時財政対策債を加えた額の率。

◆地方交付税の仕組み

- ◇ 地方公共団体の普通交付税は、「基準財政需要額」－「基準財政収入額」（基準財政需要額と基準財政収入額の差）で求められます。下図参照
- ◇ 基準財政需要額は、人口などの客観的な指標に基づいて標準的な行政を行った場合に必要となるであろう経費、基準財政収入額は、その自治体で標準的に収入されるであろう税収の一定割合（＝75％）とされています。残りの25％は、留保財源と呼ばれます。
- ◇ また、基準財政需要額に対する基準財政収入額の割合（3ヵ年平均）が財政力指数となります（32p 参照）。通常、団体間の人口や面積などの違いで、基準財政需要額の規模は異なりますが、基準財政需要額が同規模の団体で比較した場合では、財政力指数の高い団体ほど、留保財源が多くなります。

【地方交付税算定の仕組み（例）】 ※自治体によって、下図の構成は異なります。



■歳出の推移

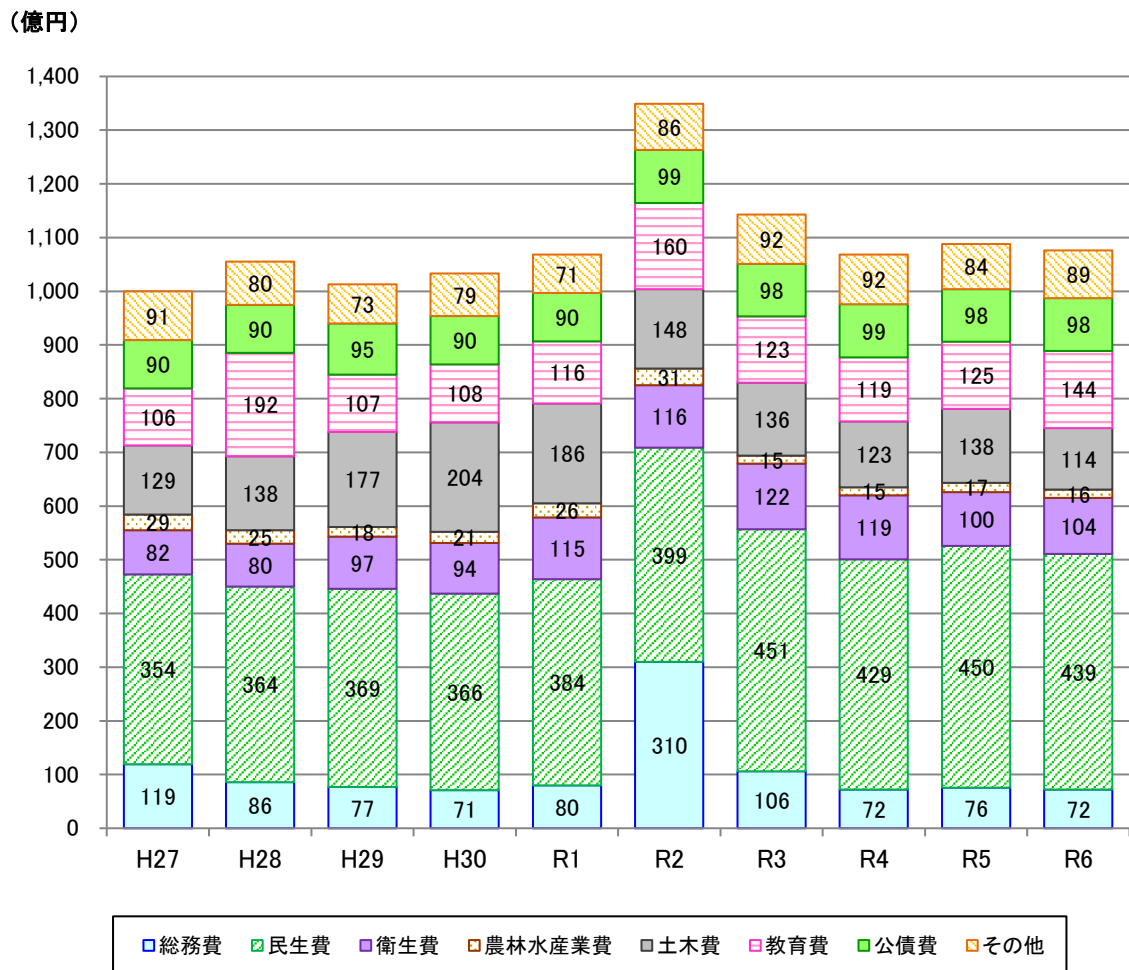
1) 目的別歳出

- ◇ 目的別歳出は、経費を行政目的によって、議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費などに分類し、予算や決算の科目である「款（かん）」の区分を基準にしています。
- ◇ これまでの推移では、民生費が最も大きな比率を占め、扶助費や介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計への繰出金の増の影響などで増加傾向にあります。

グラフ 12

- ◇ 令和 6 年度は、小学校用地取得事業費等の増により教育費が増加したものの、土木費の十三日町・十六日町地区再整備支援事業費の減、民生費の子育て世帯等に対する臨時特別給付金事業費の減などにより、歳出全体としては減少しました。

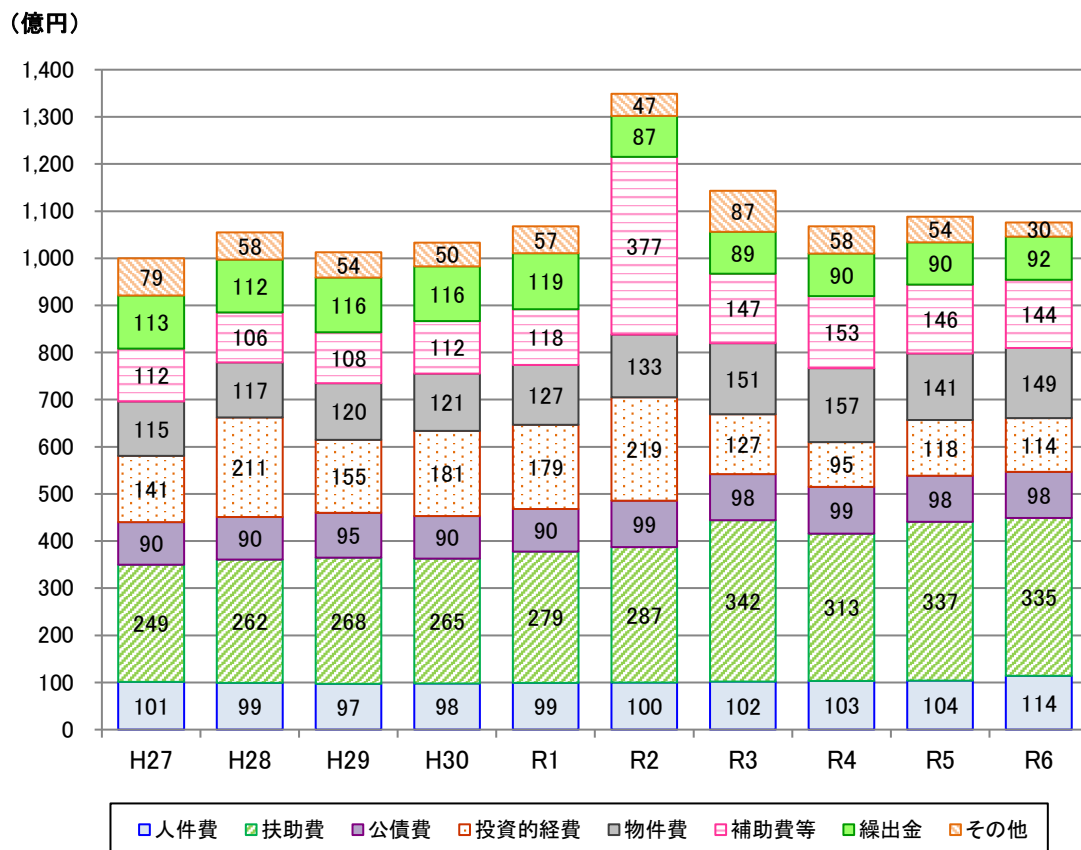
グラフ 12：目的別歳出の推移



2) 性質別歳出

- ◇ 性質別歳出は、経済的な性質を基準として、人件費、物件費、扶助費、補助費等、普通建設事業費、災害復旧事業費、公債費、積立金、繰出金などに分類することであり、財政を分析する手法として重要とされています。
- ◇ 地方公共団体の経費の構造を見る場合、この性質別歳出をもとに「義務的経費」「投資的経費」「その他の経費」に分類する方法があります。
 - 義務的経費・・・人件費、扶助費、公債費
 - 投資的経費・・・普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費
 - その他の経費・・・物件費、補助費等、繰出金など上記以外の経費
- ◇ これまでの推移では、人件費と公債費が概ね横ばいであったのに対し、扶助費の増加により、義務的経費は増加傾向にあります。グラフ 13
- ◇ 投資的経費は年度により増減があり、大規模な施設整備事業や災害復旧事業などを実施した年度は増となっています。
- ◇ 令和6年度は、人件費（人事院勧告に伴う職員給の引上げ・会計年度任用職員への手当支給）や物件費（燃料・光熱水費・委託料等の施設維持管理経費）が増加した一方で、扶助費（子育て世帯等に対する臨時特別給付金事業費）や投資的経費（十三日町・十六日町地区再整備支援事業費や新大橋整備事業費）が減少しています。

グラフ 13：性質別歳出の推移

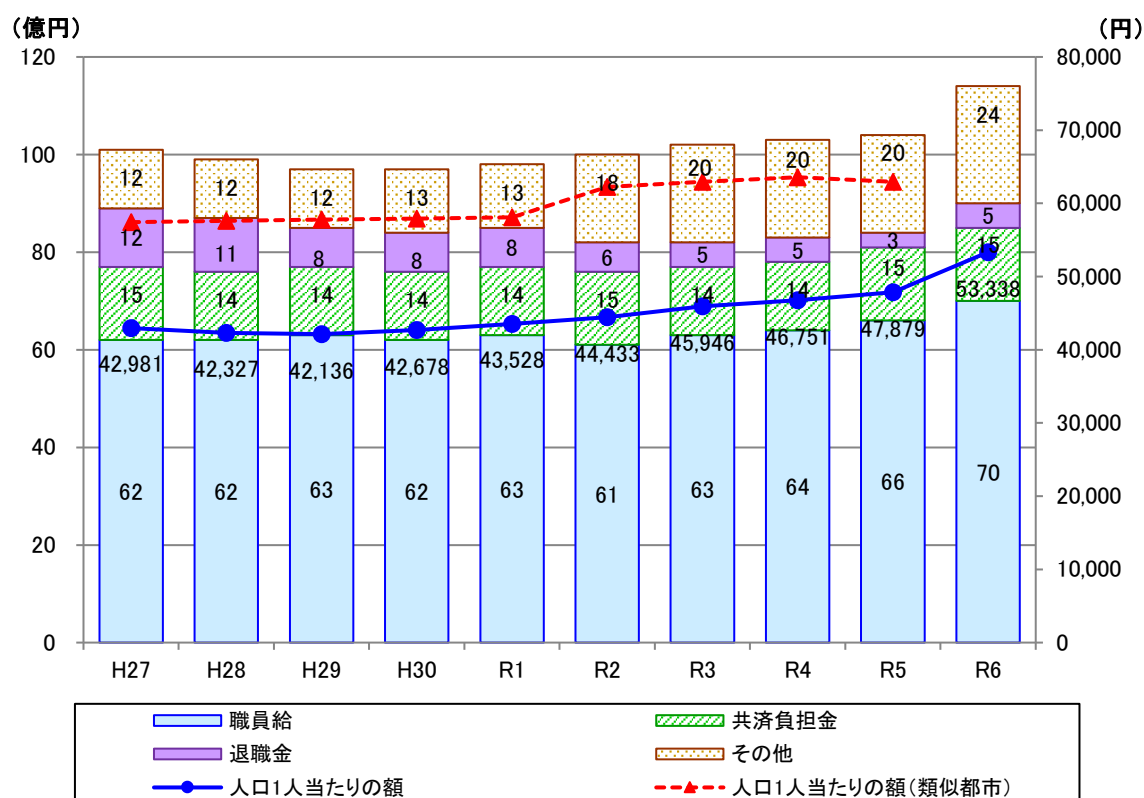


3) 各費目の推移

(1) 人件費の推移

- ◇ 人件費は、市職員の給与、退職手当、共済負担金が主な内容ですが、その他に議員報酬、各種委員報酬、特別職給与などが含まれます。
- ◇ 当市では、行財政改革の一環として、職員給与の適正化や事務の合理化、業務の民間委託などを進めることで、適正な定員管理に努めてきました。
- ◇ 令和6年度は、前年度比10億円増の114億円となりました。 グラフ 14
- ◇ 人口1人当たりの人件費を類似都市と比較すると大きく下回っていますが、これは、当市がし尿やごみ処理、消防などの事務を八戸地域広域市町村圏事務組合（一部事務組合）で共同処理しており、これらに係る人件費は補助費等（負担金）に分類されるためです。なお、一部事務組合に対する負担金のうち人件費相当額を加味した場合、人口1人当たりの人件費は、類似都市の約6万3千円に対し、当市は約5万9千円となります（令和5年度での比較）。

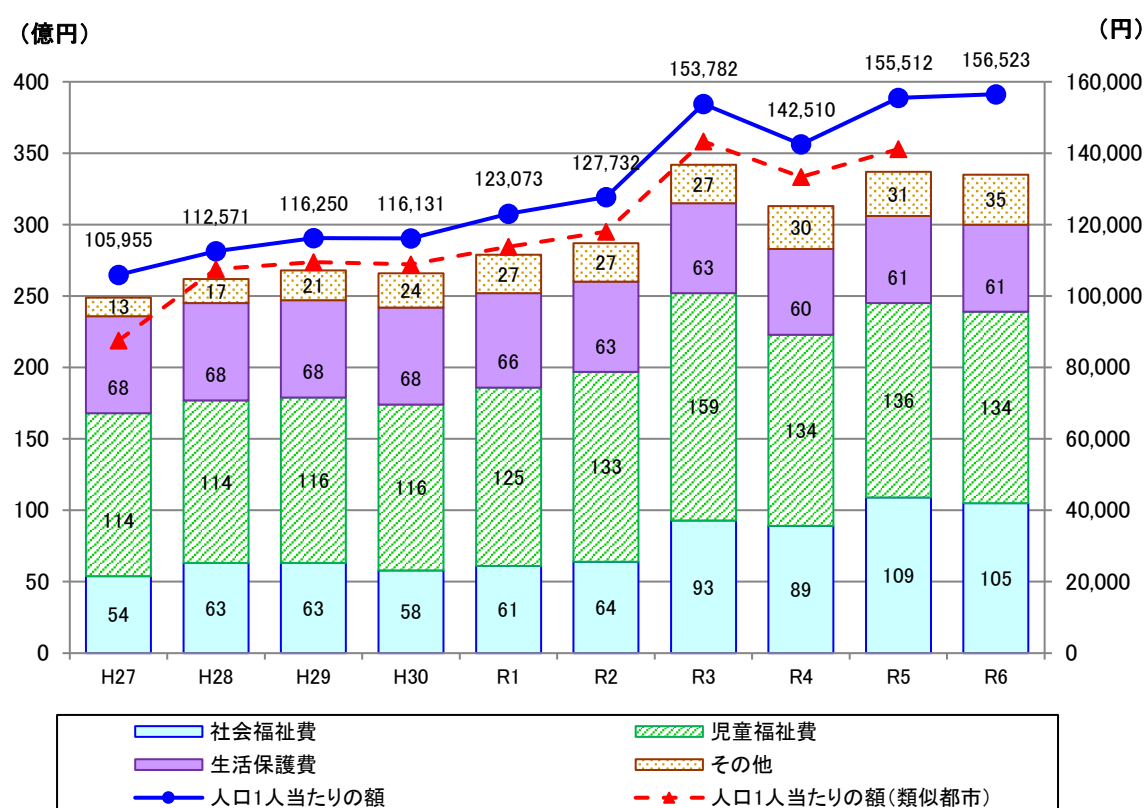
グラフ 14：人件費の推移



(2) 扶助費の推移

- ◇ 扶助費の主な内容は、生活保護費のほか、児童福祉費では私立保育所運営費や児童手当、児童扶養手当、社会福祉費では障がい者福祉に係る各種サービス費となっています。
- ◇ 国・県支出金が財源となる場合が多い一方、義務的経費の一つであるため、歳出に占める比率の増加は、財政構造の硬直化を招くとされています。
- ◇ 令和 6 年度は、子育て世帯等に対する臨時特別給付金事業費などの減により、対前年度比で、2 億円減の 335 億円となりました。グラフ 15

グラフ 15：扶助費の推移

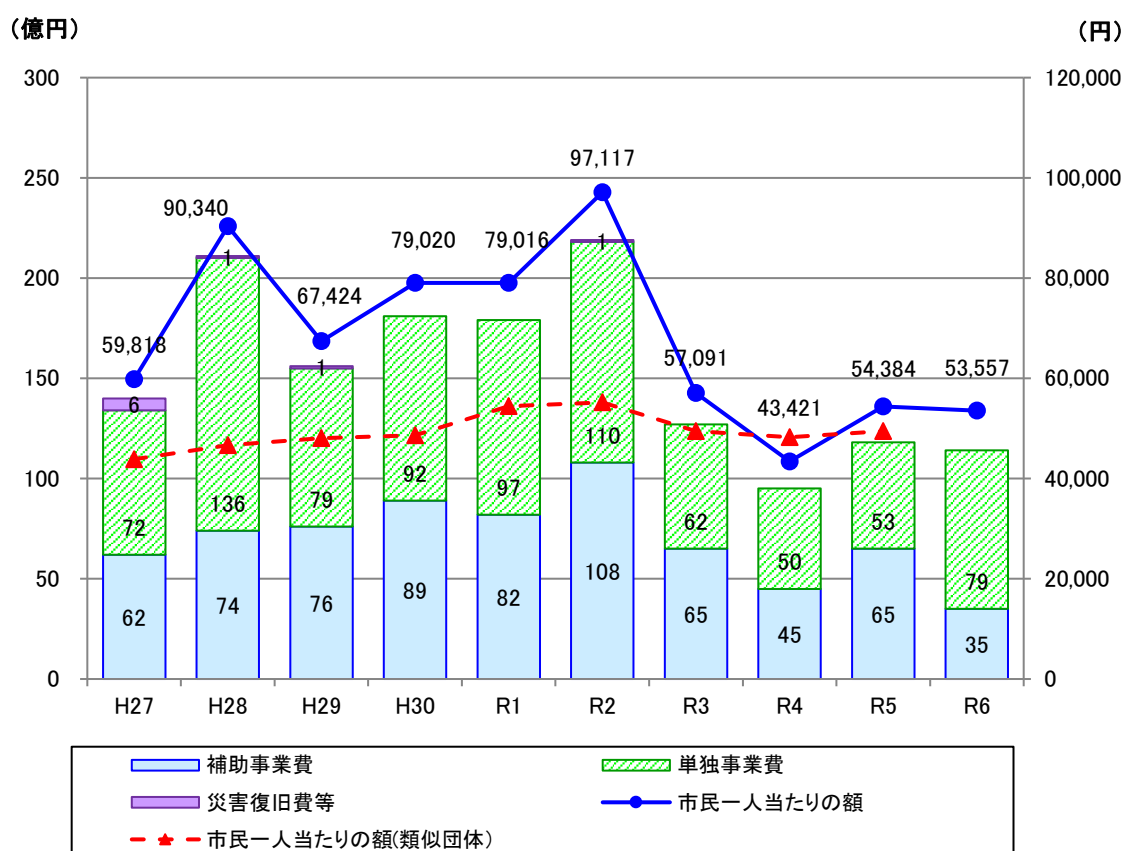


(3) 投資的経費の推移

- ◇ 投資的経費の大部分を占める普通建設事業費は、道路、橋りょう、河川などの公共土木関連施設、学校等文教施設、農林水産施設、公営住宅、公民館、庁舎などの公共用、公用施設の新設・増設、改良事業費、用地等の取得費など、建設事業に要する経費です。
- ◇ 平成 27 年度及び 28 年度は、西白山台小学校建設事業や西地区給食センター整備事業、多賀多目的運動場整備事業などにより、平成 30 年度及び令和元年度は、屋内スケート場整備事業や総合保健センター整備事業などにより、令和 2 年度は、新美術館整備事業や公会堂・公民館耐震改修事業などによりそれぞれ増加しましたが、令和 3 年度及び令和 4 年度は、大規模施設の整備が完了したことに伴い減少しました。
- ◇ 令和 5 年度は十三日町・十六日町地区再整備支援事業や旧柏崎小学校跡地整備事業、新大橋整備事業などにより増加しましたが、令和 6 年度はこれらの事業費が大幅に減少したことにより、全体としても減となりました。
- ◇ 令和 6 年度単独事業費として増となっているのは新産業団地整備・開発推進事業や小学校用地購入事業が要因となっています。

グラフ 16

グラフ 16：投資的経費の推移



(4) 物件費の推移

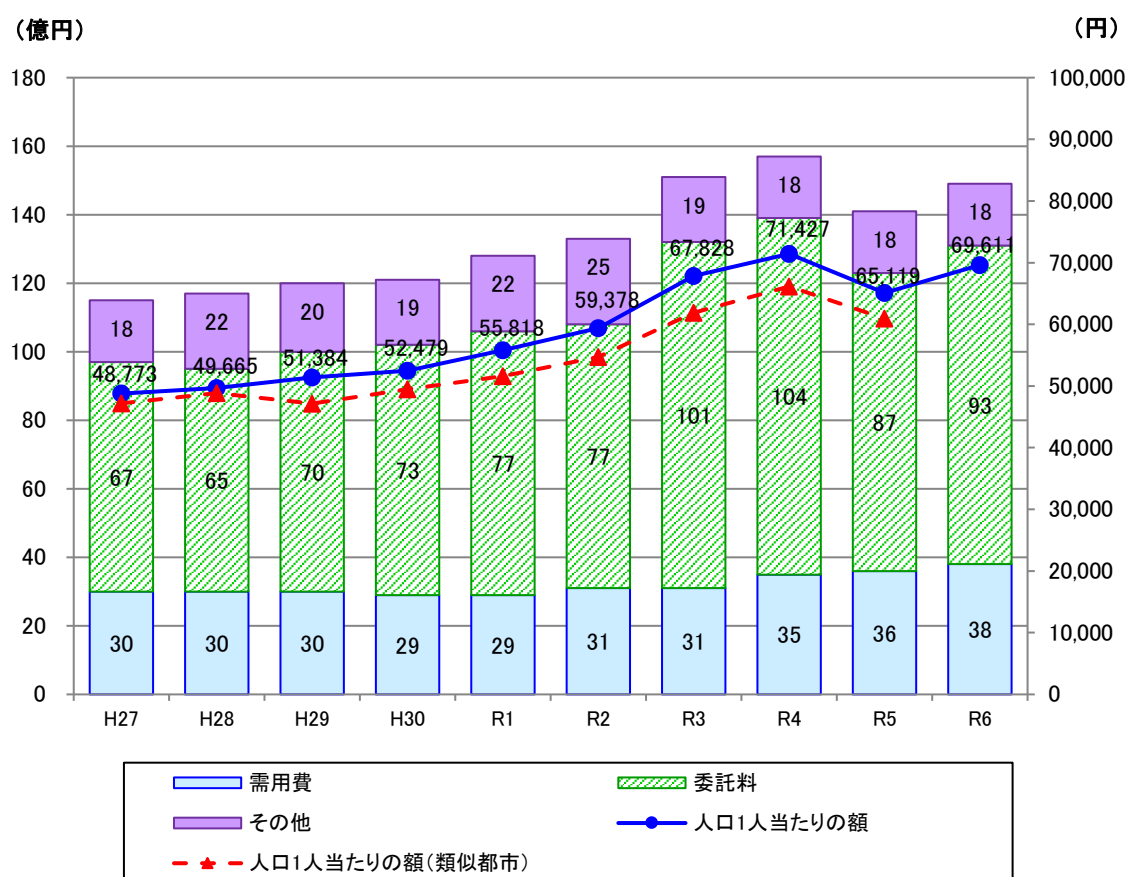
◇ 物件費とは、人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の消費的性質のある経費の総称で、消耗品費などの需用費、委託料のほか、職員の出張などに係る旅費や、通信運搬費などの役務費、OA機器の借上料などの使用料及び賃借料なども物件費に含まれます。

◇ これまでの推移を見ると、委託料が増加傾向にありますが、これは平成 29 年度以降、給食センター業務の委託料が増加したことに加え、新たに整備した施設の管理・運営にかかる業務委託料が増加したことによるものです。

令和 3 年度及び令和 4 年度は、新型コロナウイルスワクチン接種事業や PCR 検査等感染症対策事業に係る業務委託料などにより大きく増加しましたが、令和 5 年度はこれらの事業費が大幅に減少したことにより、いったん減少しました。令和 6 年度は燃料・光熱水費や委託料等の施設維持管理経費等の増により、全体として 8 億円の増となりました。

グラフ 17

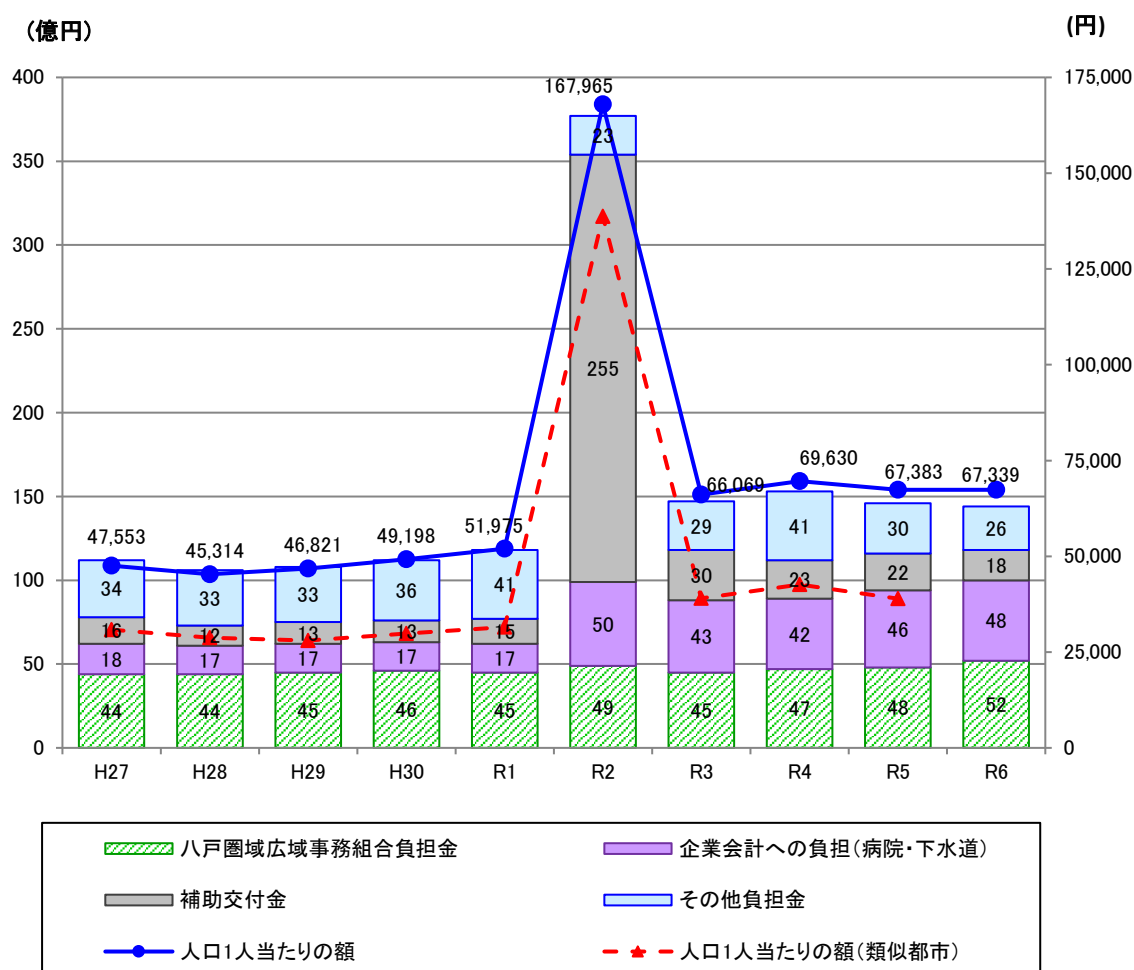
グラフ 17：物件費の推移



(5) 補助費等の推移

- ◇ 補助費等の主なものとしては、八戸地域広域市町村圏事務組合（一部事務組合）及び市民病院などの企業会計への負担金のほか、公益上の必要性から交付する各種団体や企業への補助金などです。
- ◇ 令和6年度は、物価高騰対策支援事業費の減等により、対前年度比較で2億円減の144億円となりました。**グラフ18**
- ◇ 人口1人当たりの金額を類似都市と比較すると大きく上回っていますが、これは、当市がし尿やごみ処理、消防などの事務を一部事務組合で共同処理しており、これらに係る経費が補助費等（負担金）に分類されるためです。ちなみに、一部事務組合に対する負担金の影響を除いた人口1人当たりの金額は、類似都市の約3万9千円に対し、約4万5千円まで減少し、類似都市と同水準になります（令和5年度での比較）。

グラフ18：補助費等の推移

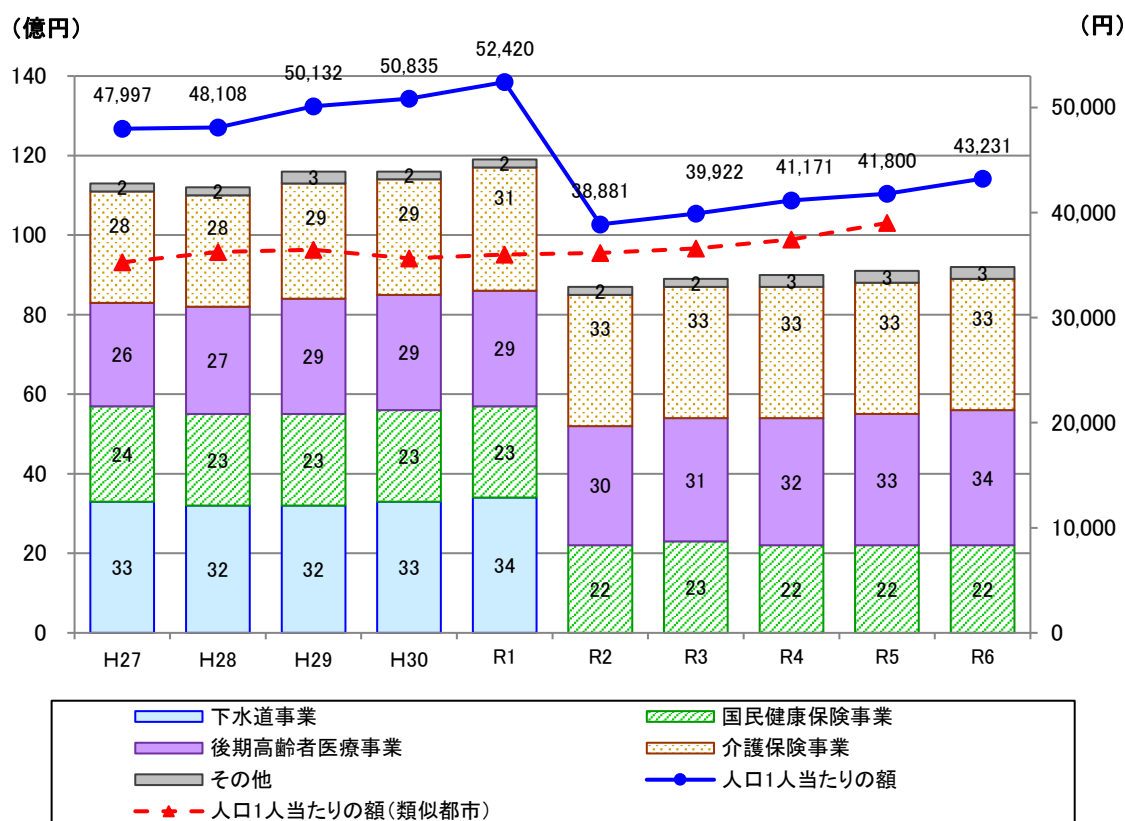


(6) 繰出金の推移

- ◇ 繰出金とは、一般会計と特別会計間において支出される経費のことです。
- ◇ 各特別会計には、各事業が提供するサービスなどの受益者が負担する特定の収入がありますが、例えば介護保険のように、介護保険給付費の12.5%を市町村が負担するものと法律で定められている事業もあり、義務的経費の色合いが強い経費が含まれています。
- ◇ 当市では、介護保険、後期高齢者医療など、主に高齢者に係る社会保障費関係の繰出金が、多くを占めています。**グラフ19**
- ◇ また、令和2年度に下水道事業が公営企業会計へ移行したことにより、約30億円減少し、5万円台で推移していた人口1人当たりの額についても、約4万円に減少し、類似都市と同水準になりました。

※後期高齢者医療については、一般会計が後期高齢者医療広域連合に対して負担する療養給付費負担金を含んだ額としています。

グラフ19：繰出金の推移

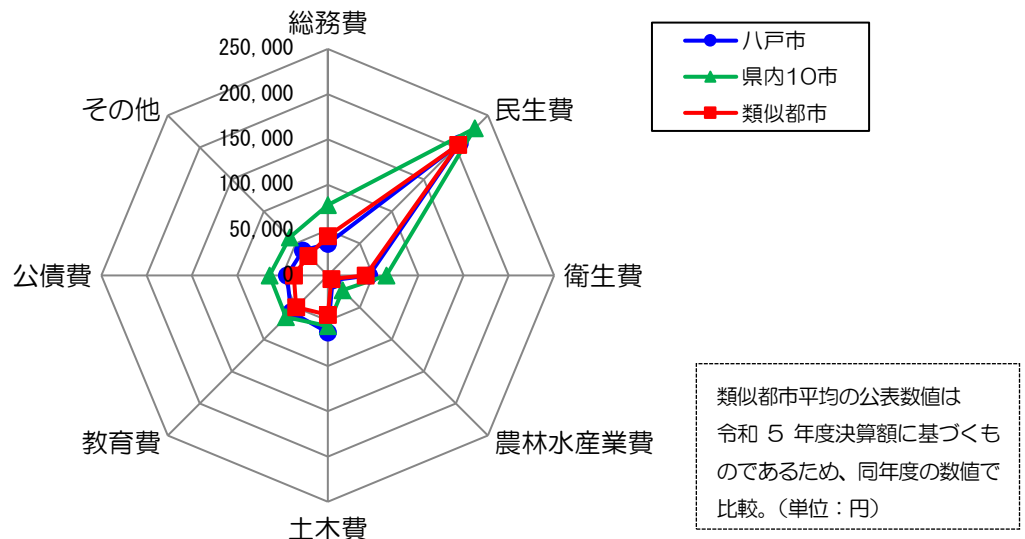


4) 類似都市との比較

(1) 目的別歳出の人口 1 人当たりの額の比較

- ◇ 当市の目的別歳出の人口 1 人当たりの額を類似都市と比較すると、類似都市と同様に民生費が最も大きく 20 万 6 千円となっており、その他の費目についても、おおむね類似都市の平均と同様の傾向となっています。

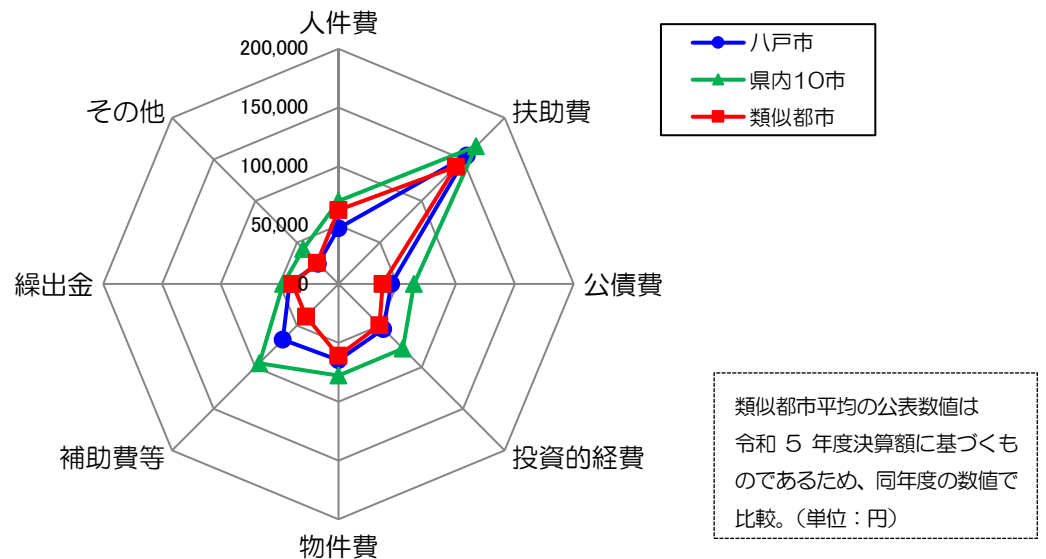
グラフ 20：目的別歳出の人口 1 人当たりの額の比較（令和 5 年度）



(2) 性質別歳出の人口 1 人当たりの額の比較

- ◇ 当市の性質別歳出の人口 1 人当たりの額を類似都市と比較すると、人件費が下回っている一方、補助費等は上回っています。

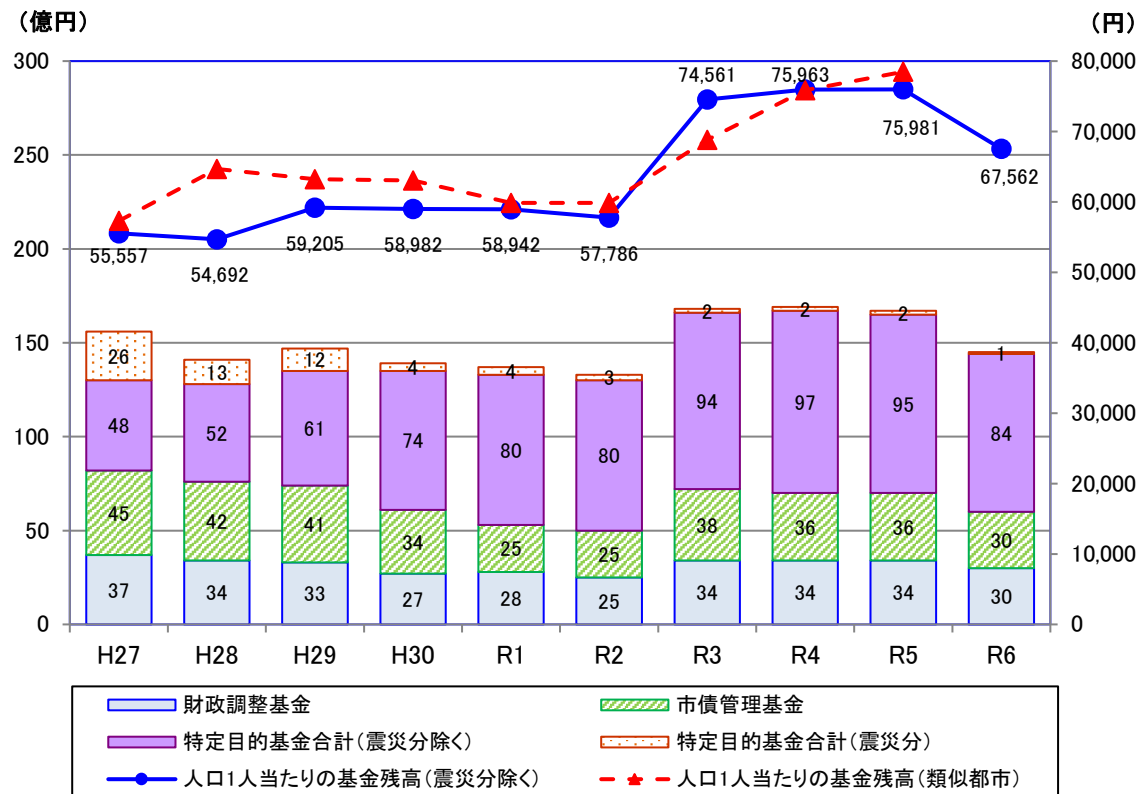
グラフ 21：性質別歳出の人口 1 人当たりの額の比較（令和 5 年度）



■基金（貯金）の状況

- ◇ 地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために基金を積み立てることができ、任意に設置することができるかとされています。基金を家計に例えると、「貯金」にあたります。
- ◇ このうち「財政調整基金」は、法律で設置が義務付けられており、年度間の財源の不均衡を調整するための基金です。不況による大幅な収収減や災害の発生などによる思わぬ支出の増加の際は取り崩し、財源に余剰が生じた際は、将来に備えて積み立てておくための基金です。
- ◇ また、市債の償還に活用する「市債管理基金」のほか、社会福祉、都市緑化、国際交流、奨学金などの27の特定目的基金（令和6年度末）を設置しています。
- ◇ 八戸市行財政改革大綱では、平成27年度以降、今後の行財政運営の動向を把握するための注目すべき指標として、財政調整基金と市債管理基金の年度末合計残高を50億円以上と設定し、基金の有効活用と適正管理に努めています。 グラフ22
- ◇ 令和6年度末における基金の総額は、前年度比21億円減の146億円となりました。

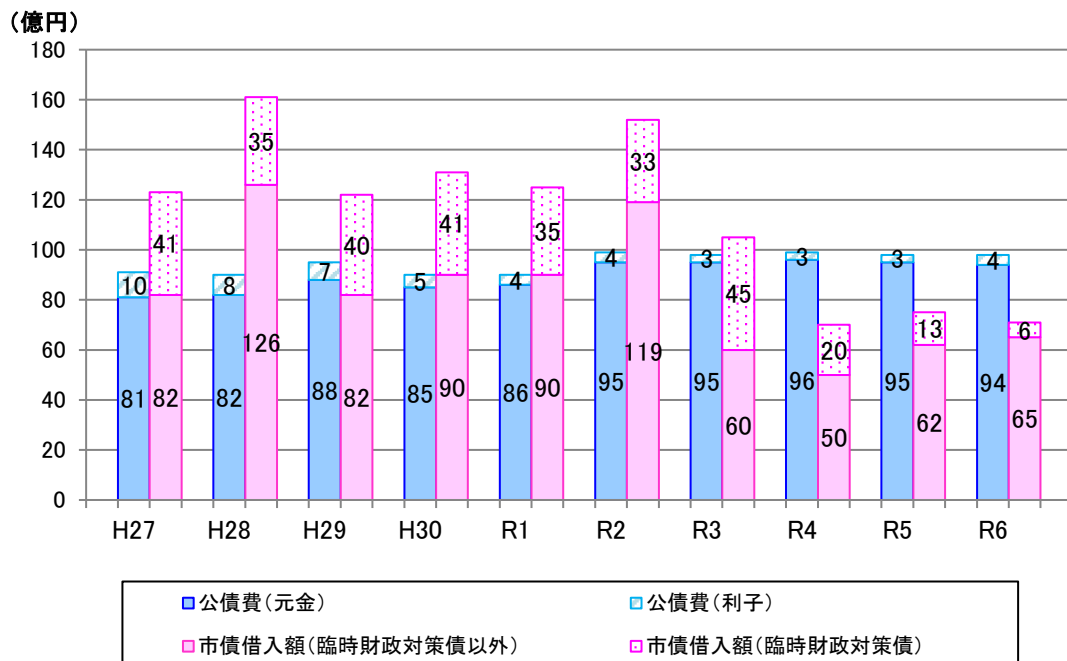
グラフ22：基金残高の推移



■市債（借入金）の状況

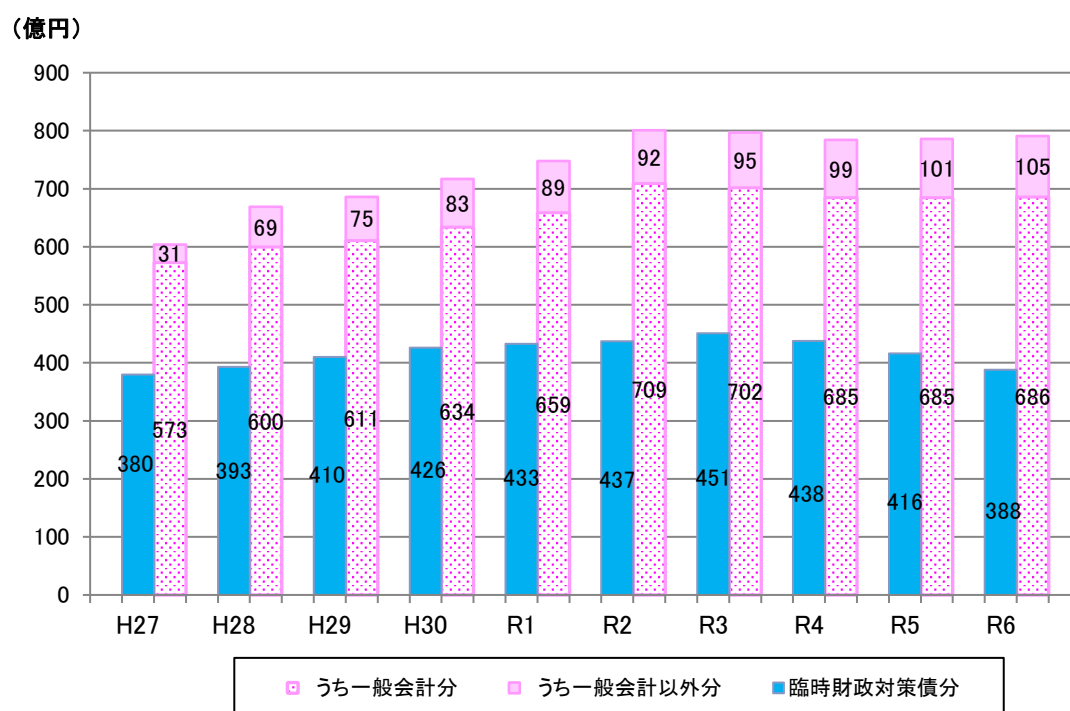
- ◇ 大規模な公共施設などの建設事業を行う場合のほか、道路や学校などの既存の施設の改修工事は、通常多額の費用を必要とするため、市ではその財源として市債の借入れ（家計でいうローン）を行っています。
- ◇ 市債には、財源を賄うほかに、将来その施設を利用する人にも整備費の一部を負担してもらうという機能（世代間負担の公平）もあり、施設の耐用年数に応じて 10～30 年程度の長期間にわたり、その借入金の返済をしています。
- ◇ 市債の借入額については年度により増減があり、令和 6 年度は児童科学館改修事業等に伴う社会教育整備債は増加したものの、地方財源の不足に対処するために発行する臨時財政対策債や新大橋整備事業等に伴う道路橋りょう債が減少したことにより、前年度と比較して 4 億円減少しています。 グラフ 23

グラフ 23：公債費と市債借入額の推移



- ◇ 令和6年度末の市債残高は前年度比23億円減の1,179億円（一般会計ベースでは1,074億円）となりましたが、このうち、地方財政対策の一環で借入をしている臨時財政対策債（実質的に普通交付税の振替分）を除く残高は、791億円（一般会計ベースでは686億円）となっています。 **グラフ24**

グラフ24：市債残高の推移



■指標から見る八戸市の財政

- ◇ 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下、「財政健全化法」）に基づき、地方公共団体の財政が健全に運営されていることを判断する基準として、5つの指標で判断します。
- ◇ 次の4つの指標のうち、1つでも早期健全化基準を超えると「早期健全化団体」となり、さらに財政状況が悪化し財政再生基準を超えると「財政再生団体」となります。

	健全財政			財政悪化
	健全団体	早期健全化団体 (イエローカード)	財政再生団体 (レッドカード)	
1) 実質赤字比率	赤字なし	11.25% 	20% 	
2) 連結実質赤字比率	赤字なし	16.25% 	30% 	
3) 実質公債費比率	★9.2%	25.0% 	35% 	
4) 将来負担比率	★99.7%	350% 	—	

★印が八戸市の比率

- ◇ 公営企業は、資金不足比率が経営健全化基準を超えた場合、経営健全化計画の策定が義務付けられます。

	健全団体	経営健全化基準
資金不足比率	資金不足なし	20% 

- ◇ これらの指標について、令和6年度決算をもとに詳しく説明します。

1) 実質赤字比率

- ◇ 一般会計などの赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものです。県内10市で赤字は発生していません。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{実質赤字額（実質収支が赤字の場合、その赤字額）}}{\text{標準財政規模（地方自治体の一般財源の標準的大きさを示す指標）}}$$

2) 連結実質赤字比率

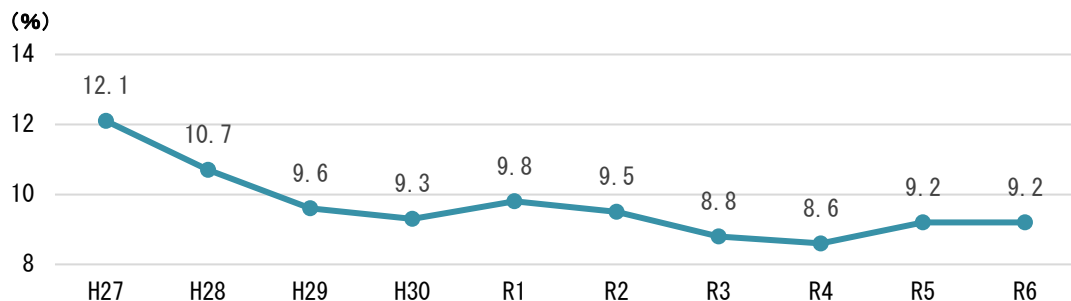
- ◇ すべての会計の赤字や黒字を合算し、市全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものです。県内10市で赤字は発生していません。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額（すべての会計の実質収支合計額が赤字の場合、その赤字額）}}{\text{標準財政規模（地方自治体の一般財源の標準的大きさを示す指標）}}$$

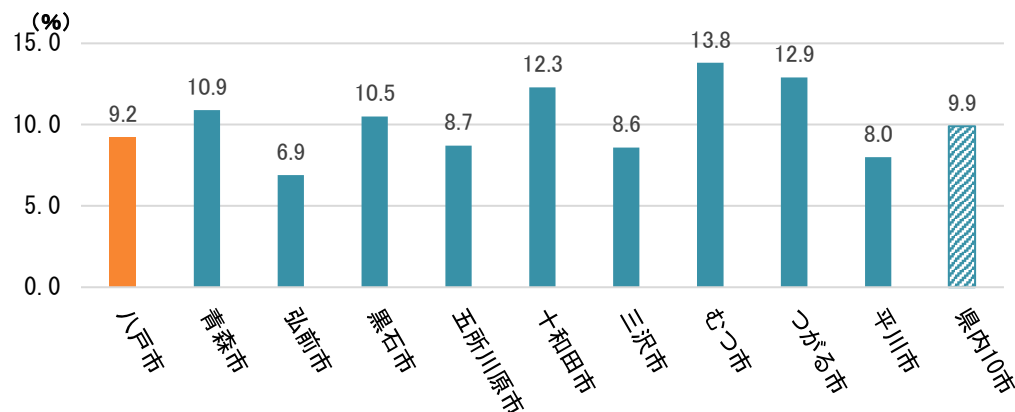
3) 実質公債費比率(公債費等に関するフロー指標)

- ◇ 実質公債費比率は、元利償還金に、下水道などの他会計や一部事務組合への負担金に含まれる公債費償還分（準元利償還金）を加えた実質的な債務返済額が、標準財政規模に対して、どれくらいの割合かを示すものです。
- ◇ この比率が財政健全化法の定める25%を超えると、財政健全化計画を作成し、財政の健全化に努めなければなりません。
- ◇ また、八戸市行財政改革大綱では、この比率を財政健全化の指標とし、財政健全化法よりも厳しい独自基準（18%以下）の設定により、財政の健全性の維持に努めています。 グラフ 25

グラフ 25：実質公債費比率の推移



グラフ 26：実質公債費比率の比較（令和6年度）



※出典：青森県公表の速報値

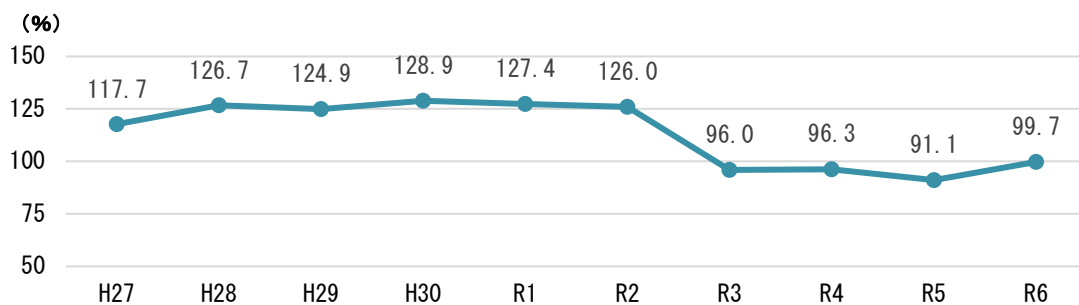
$$\text{実質公債費比率 (3カ年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100 (\%)$$

※一般会計等が負担する実質的な返済額（元利償還金及び準元利償還金）の、標準的な収入（標準財政規模）に対する割合で、3カ年間平均により表します。

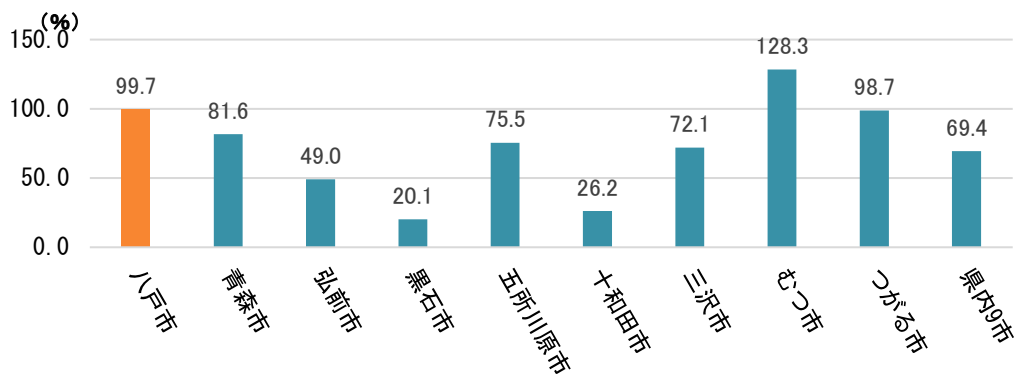
4) 将来負担比率（市債残高等に関するストック指標）

- ◇ 将来負担比率は、地方公共団体の地方債や職員の退職手当など、現時点で見込まれる将来にわたる債務残高を捉え、この財政負担が標準財政規模に対してどのぐらいの割合か（何年分にあたるか）を示す指標です。
- ◇ この指標では、債務返済能力として基金の残高が将来負担額から控除される仕組みになっているほか、実質公債費比率と同様に、交付税で補われる部分も除かれます。
- ◇ この比率が、財政健全化法の定める早期健全化基準である 350%（税込などの 3.5 年分）を超えると、財政健全化計画を作成し、財政の健全化に努めなければなりません。
- ◇ また、八戸市行財政改革大綱では、この比率を財政健全化の指標とし、財政健全化法よりも厳しい独自基準（200%以下）の設定により、財政の健全性の維持に努めています。 **グラフ 27**

グラフ 27：将来負担比率の推移



グラフ 28：将来負担比率の比較（令和 6 年度）



※出典：青森県公表の速報値

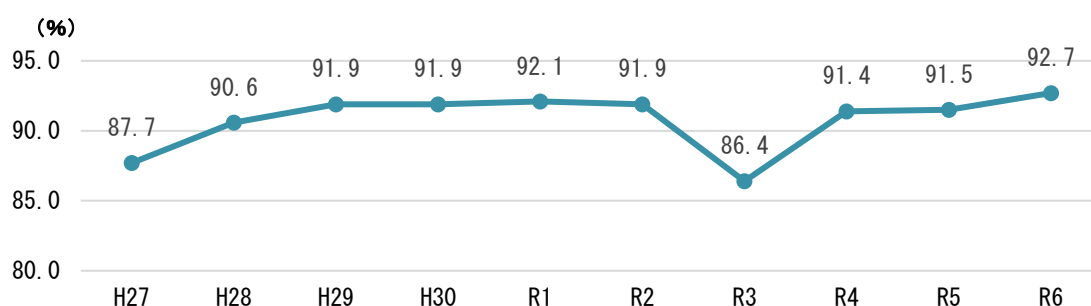
$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100(\%)$$

※市債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、一部事務組合等負担等見込額、退職手当負担見込額など、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準的な収入（標準財政規模）に対する割合比率です。

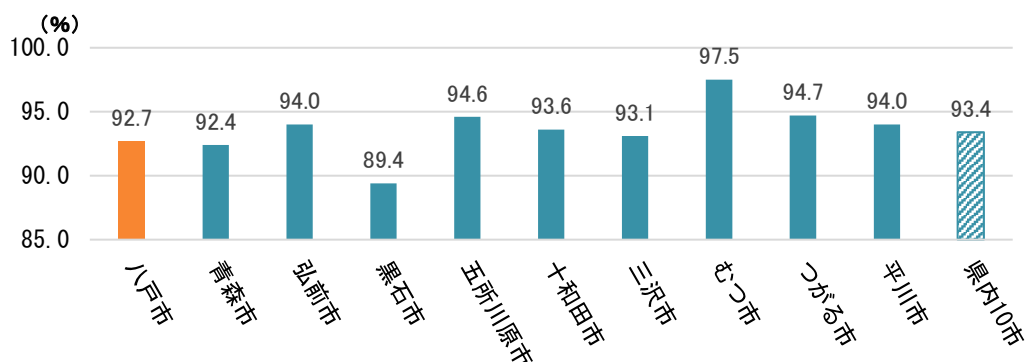
5) 経常収支比率

- ◇ 経常収支比率は、財政構造の弾力性を測る指標として、長年用いられています。
- ◇ 人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源が、市税、普通交付税等、毎年度経常的に収入される一般財源に占める割合を示しています。この比率は、経常的経費に充当された一般財源を、経常一般財源で割る形で求められ、80%以下が望ましいとされていますが、令和5年度の全国平均は92.8%（総務省公表値）となっています。
- ◇ 当市の経常収支比率は、平成27年度まで80%台後半で、平成28年度以降は、義務的で経常的な経費である扶助費の増などにより令和3年度を除き90%台前半で推移しています。**グラフ29**
- ◇ 令和6年度は、分子が人件費・補助費等への充当額の増により21.3億円の増となった一方、分母も地方交付税14.6億円の増、臨時財政対策債6.8億円の減などにより15.7億円の増となったことにより、経常収支比率は前年度比で1.2ポイント増の92.7%となりました。

グラフ29：経常収支比率の推移



グラフ30：経常収支比率の比較（令和6年度）



※出典：青森県公表の速報値

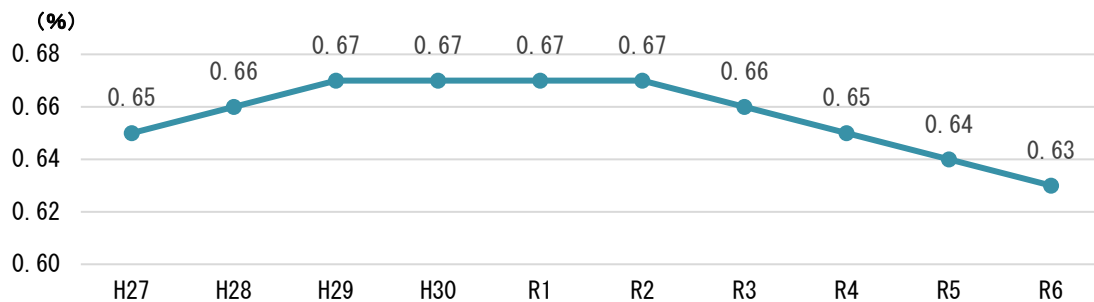
$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源等 (※)}} \times 100 (\%)$$

※減収補てん債、
臨時財政対策債を含む。

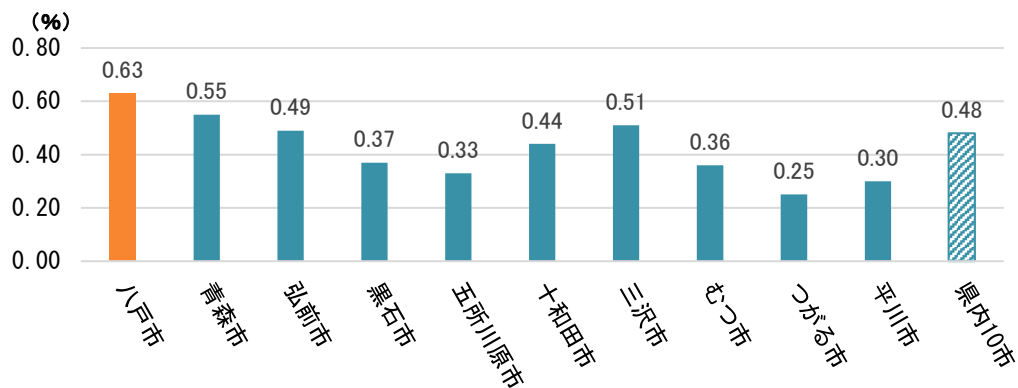
6) 財政力指数

- ◇ 財政力指数は、標準的な行政サービスをどれだけ自主財源で賄っているかを示す指標で、1 以下の団体は、標準的な行政を行うための不足分の財源が、普通交付税で補われることになりますが、1 に近い団体ほど財源（15p 参照）に余裕があるといえます。
- ◇ 当市の財政力指数は、県内 10 市の中で最も高くなっておりますが、近年は低下傾向にあります。 **グラフ 31**

グラフ 31：財政力指数の推移



グラフ 32：財政力指数の比較（令和6年度）



※出典：青森県公表の速報値

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額（標準的な税の徴収を行ったという前提のもとに、歳入額を算出したもの）}}{\text{基準財政需要額（標準的な行政を行ったという前提のもとに、歳出額を算出したもの）}}$$

※地方交付税を客観的・合理的に算出した結果得られる指数。3カ年間平均により表します。



発行：令和7年10月

編集：八戸市財政部財政課

031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号

TEL：0178-43-2154（課直通）

FAX：0178-43-2722